

# 各計画等の新旧対照表

令和4年5月17日（火）  
熊本県防災会議等合同会議

## 目次

(2) - 2	熊本県地域防災計画新旧対照表(令和4年度修正案) . . . . .	2
(3) - 2	熊本県石油コンビナート等防災計画新旧対照表(令和 4年度修正案) . . . . .	32
(4) - 2	熊本県水防計画書新旧対照表(令和4年度修正案) . . . . .	42
(5) - 2	熊本県防災会議運営要領新旧対照表(案) . . . . .	45
(5) - 3	熊本県石油コンビナート等防災部運営要綱新旧対照表(案) . . .	45
(5) - 4	熊本県水防協議会運営要領新旧対照表(案) . . . . .	46

# 熊本県地域防災計画修正 新旧対照表 (案)

令和4年5月17日現在

※右欄のPはR3県防災計画の該当ページ

## 第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
第1章 総則		第1章 総則			
熊本国際空港株式会社	1 飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助	熊本国際空港株式会社	1 飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助	②その他修正 業務の追加 【熊本国際空港㈱】	7
	2 飛行場及び空港施設の防災対策		2 飛行場及び空港施設の防災対策		
	3 災害復旧支援機能の整備		3 災害復旧支援機能の整備		
	(新規)		4 災害時における航空輸送への協力		
第4節 熊本県の災害要因と被害状況		第4節 熊本県の災害要因と被害状況			
1. 災害要因		1. 災害要因			
(略)		(略)			
また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯(八代区間)及び日奈久断層帯(日奈久区間)がS*ランク、人吉盆地南縁断層がA*ランクと評価されており、特に注意が必要である。		また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯(八代海区間)及び日奈久断層帯(日奈久区間)がS*ランク、人吉盆地南縁断層がA*ランクと評価されており、特に注意が必要である。		②その他修正 内閣府(防災)からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】	9
2. 被害状況		2. 被害状況			
(略)		(略)			
また、令和2年7月豪雨においては、16市町村(八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町)に本県で初めてとなる大雨特別警報が発表され、河川の氾濫や土砂災害等が発生し、死者65名、行方不明者2名を出す被害が発生した。(令和3年4月28日時点)		また、令和2年7月豪雨においては、16市町村(八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町)に本県で初めてとなる大雨特別警報が発表され、河川の氾濫や土砂災害等が発生し、死者65名、行方不明者2名を出す被害が発生した。(令和4年3月31日時点)		②その他修正 防災会議直前の最新の内容に時点修正 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】	11
(略)		(略)			
また、平成28年には、4月14日に日奈久断層帯(高野一白旗区間)、同月16日に布田川断層帯(布田川区間)の活動による「平成28年(2016年)熊本地震」が発生した。同一地域において、震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生し、死者273人、重軽傷者2,739人が発生したほか、住家被害は全壊8,657棟、半壊34,493棟にのぼる。		また、平成28年には、4月14日に日奈久断層帯(高野一白旗区間)、同月16日に布田川断層帯(布田川区間)の活動による「平成28年(2016年)熊本地震」が発生した。同一地域において、震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生し、死者273人、重軽傷者2,739人が発生したほか、住家被害は全壊8,657棟、半壊34,489棟にのぼる。		②その他修正 防災会議直前の最新の内容に時点修正 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】	11

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
(令和3年4月13日時点)	(令和4年4月13日時点)		
第2章 災害予防	第2章 災害予防		
第3節 風水害・土砂災害予防	第3節 風水害・土砂災害予防		
2. 土砂災害対策	2. 土砂災害対策		
(1) 土石流対策	(1) 土石流対策		
(略)	(略)		
県においては、土石流危険渓流等に対して、砂防法に基づき渓流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して、1,929箇所、11,917haを砂防指定地に指定している(令和2年12月31日現在)。	県においては、土石流危険渓流等に対して、砂防法に基づき渓流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して、1,945箇所、11,941haを砂防指定地に指定している(令和3年12月31日現在)。	②その他修正 指定地の追加による反映 【砂防課 渡邊 内線 6265】	22
(略)	(略)		
i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項	i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項	②その他修正 内閣府(防災)からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】	22
(略)	(略)		
vi) <u>なお、土石流に対する警戒避難に関する基準は資料編の土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒避難基準(土砂災害危険度情報)のとおりである。</u>	vi) (削除)	②その他修正 土砂災害危険度情報廃止のため 【砂防課 日野 内線 6266】	23
(2) 地すべり防止対策	(2) 地すべり防止対策		
(略)	(略)		
イ 砂防地すべり対策	イ 砂防地すべり対策		
砂防地すべり(山地、農地を除く)については、平成8年度に地すべり危険箇所の再点検を実施し現在まで判明している地すべり危険箇所は、111箇所、3,955ha(再点検後危険箇所以外で地すべり防止区域に指定した箇所を含む)に及んでいる。このうち「地すべり等防止法」に基づき、地すべり防止区域の指定を受けたものは、91地区、1,566ha(令和2年12月31日現在)である。	砂防地すべり(山地、農地を除く)については、平成8年度に地すべり危険箇所の再点検を実施し現在まで判明している地すべり危険箇所は、114箇所、4,034ha(再点検後危険箇所以外で地すべり防止区域に指定した箇所を含む)に及んでいる。このうち「地すべり等防止法」に基づき、地すべり防止区域の指定を受けたものは、91地区、1,566ha(令和3年12月31日現在)である。	②その他修正 指定区域の追加による反映 【砂防課 渡邊 内線 6265】	23
(略)	(略)		
i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項	i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項	②その他修正 内閣府(防災)からの修正	24

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
(略)	(略)	正についての連絡による反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】	
(4) 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止対策	(4) 急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止対策		
(略)	(略)		
県では、急傾斜地崩壊危険箇所等に対して、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し(令和2年12月31日現在1,037箇所指定)、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。	県では、急傾斜地崩壊危険箇所等に対して、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し(令和3年12月31日現在1,042箇所指定)、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。	②その他修正 指定区域の追加による反映 【砂防課 中村 内線 6265】	25
(略)	(略)		
i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項	i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項	②その他修正 内閣府(防災)からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】	25
(略)	(略)		
<u>なお、急傾斜地崩壊(がけ崩れ)に対する警戒避難に関する基準は、資料編の土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒避難基準(土砂災害危険度情報)のとおりである。</u>	(削除)	②その他修正 土砂災害危険度情報廃止のため 【砂防課 日野 内線 6266】	26
(略)	(略)		
(10) 総合的な土砂災害対策	(10) 総合的な土砂災害対策		
国及び県は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。	国及び県は、 <u>土砂災害のおそれのある箇所</u> における砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。	①R3.5防災基本計画修正(新旧表P51)の反映 【砂防課 日野 内線 6266】	27

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(略)</p> <p>3. 治水対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 水防法に基づく対応</p> <p>(略)</p> <p>また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、<u>それに基づき</u>、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 防災業務施設整備</p> <p>(略)</p> <p>1. 水防施設</p> <p>(略)</p> <p>(1) 水防倉庫及び水防資材</p> <p>九州地方整備局の所有する水防倉庫並びに水防資材一覧表は資料編のとおりである。</p> <p>県の所有する水防倉庫並びに水防資材一覧表は資料編のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 防災知識普及</p>	<p>(略)</p> <p>3. 治水対策</p> <p>(略)</p> <p>(3) 水防法に基づく対応</p> <p>(略)</p> <p>また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設(※)の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、<u>これを市町村長に報告するとともに、策定した計画に基づき</u>、避難誘導等の訓練を実施し、<u>この結果を市町村長に報告</u>するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 防災業務施設整備</p> <p>(略)</p> <p>1. 水防施設</p> <p>(略)</p> <p>(1) 水防倉庫及び水防資材</p> <p>九州地方整備局の所有する水防倉庫並びに水防資材一覧表は水防計画書資料編のとおりである。</p> <p>県の所有する水防倉庫並びに水防資材一覧表は水防計画書資料編のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 防災知識普及</p>	<p>②その他修正</p> <p>R3.5 水防法改正等の反映</p> <p>【河川課 黒木 内線 6147】</p> <p>※要配慮者利用施設 …社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。</p> <p>②その他修正</p> <p>「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」(令和3年2月16日付内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当)等)に基づく簡素化(防災計画資料編からは削除)</p> <p>【河川課 黒木 内線 6147】</p>	<p>29</p> <p>41</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>3. 住民に対する防災知識の普及</p> <p>県及び市町村は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 普及の内容</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害予防及び応急措置の概要</p> <p>県及び市町村は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(ア) 火災予防の心得</p> <p>(イ) 気象予報等の種別と対策</p> <p>(ウ) 災害危険箇所の認識</p> <p>(新規)</p> <p>(エ) 生活の再建に資する行動(被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影すること)</p> <p>(オ) 台風襲来時の家屋の保全方法</p> <p>(カ) 農林水産物に対する応急措置</p> <p>(キ) 3日分(推奨1週間)の食料(食物アレルギー対応食品等を含む。)、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄</p> <p>(ク) 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳(コピーでも可)等)の準備</p> <p>(ケ) 自動車へのごまめな満タン給油</p> <p>(コ) 夕方明るいうちからの予防的避難</p> <p>(サ) 寝所位置等の確認(斜面崩壊対策等)</p> <p>(シ) 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上</p>	<p>3. 住民に対する防災知識の普及</p> <p>県及び市町村は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、<u>気候変動の影響も踏まえつつ</u>、風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 普及の内容</p> <p>(略)</p> <p>イ 災害予防及び応急措置の概要</p> <p>県及び市町村は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(ア) 火災予防の心得</p> <p>(イ) 気象予報等の種別と対策</p> <p>(ウ) 災害危険箇所の認識</p> <p><u>(エ) 指定緊急避難場所、指定避難所(指定一般避難所・指定福祉避難所)、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u></p> <p>(オ) 生活の再建に資する行動(被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影すること)</p> <p>(カ) 台風襲来時の家屋の保全方法</p> <p>(キ) 農林水産物に対する応急措置</p> <p>(ク) 3日分(推奨1週間)の食料(食物アレルギー対応食品等を含む。)、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄</p> <p>(ケ) 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳(コピーでも可)等)の準備</p> <p>(コ) 自動車へのごまめな満タン給油</p> <p>(サ) 夕方明るいうちからの予防的避難</p> <p>(シ) 寝所位置等の確認(斜面崩壊対策等)</p> <p>(ス) 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上</p>	<p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P7、P52)の反映</p> <p>【危機管理防災課 矢野 内線 3785】</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P7)の反映</p> <p>【危機管理防災課 矢野、内線 3785】</p>	<p>46</p> <p>46</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>げ</p> <p>(ス) 防災サイレン吹鳴の意義</p> <p>(セ) 避難先及び避難方法 (新規)</p> <p>(ソ) 避難先及び避難方法(深夜の豪雨など)</p> <p>(タ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、企業や学校の計画的な休業・休校等について</p> <p>(チ) 避難所生活のマナーとルール</p> <p>(ツ) ペットを受入れ可能な避難所</p> <p>(テ) ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備</p> <p>(ト) 防疫の心得及び消毒方法等の要領</p> <p>(ナ) 災害時の心得</p> <p>(ニ) 自動車運転者のとるべき措置 (略)</p> <p>ウ 防災訓練等における普及 (略) (新規)</p> <p>4. 学校教育における防災知識の普及</p> <p>県及び市町村は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>げ</p> <p>(セ) 防災サイレン吹鳴の意義</p> <p>(ソ) 避難先及び避難方法</p> <p>(タ) <u>通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p>(チ) 避難先及び避難方法(深夜の豪雨など)</p> <p>(ツ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、企業や学校の計画的な休業・休校等について</p> <p>(テ) 避難所生活のマナーとルール</p> <p>(ト) ペットを受入れ可能な避難所</p> <p>(ナ) ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備</p> <p>(ニ) 防疫の心得及び消毒方法等の要領</p> <p>(ヌ) 災害時の心得</p> <p>(ホ) 自動車運転者のとるべき措置 (略)</p> <p>ウ 防災訓練等における普及 (略)</p> <p><u>また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようにすることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス(自分は災害に遭わないという思い込み)の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。</u></p> <p>4. 学校教育における防災知識の普及</p> <p>県及び市町村は、学校における体系的かつ<u>地域の災害リスクに基づいた</u>防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P3)の反映</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P7)の反映 【学校安全・安心推進課 内線 6797】</p>	<p>48</p> <p>48</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>6. 事業所の防災対策の促進 (略)</p> <p>(4) 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認</p> <p>県及び市町村は、要配慮利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。 (新規)</p> <p>(新設)</p> <p>7. 外国人に対する防災知識の普及</p> <p>県及び市町村は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。 また、県が熊本県国際協会を通じて行っている国際相談コーナー等において、防災についての相談及び情報発信を行うものとする。</p> <p>8. 防災知識の普及の時期 (略)</p> <p>9. 防災相談 (略)</p> <p>10. 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等(県知事公室、県教育庁、市町村、関係機関) (略)</p>	<p>6. 事業所の防災対策の促進 (略)</p> <p>(4) 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認</p> <p>県及び市町村は、要配慮利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。<u>また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p>7. <u>防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮</u></p> <p>県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p> <p>8. 外国人に対する防災知識の普及</p> <p>県及び市町村は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。 加えて、<u>外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、市町村等が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組み、併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため市町村職員の対応力向上を図るものとする。</u></p> <p>9. 防災知識の普及の時期 (略)</p> <p>10. 防災相談 (略)</p> <p>11. 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等(県知事公室、<u>県観光戦略部</u>、県教育庁、市町村、関係機関) (略)</p>	<p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P52)の反映 【河川課 黒木 内線 6147】</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P8)の反映 【男女参画・協働推進課 松下 内線 7421】</p> <p>②その他修正 観光交流政策課で現在実施している取組の反映 【観光交流政策課 宮崎 内線 5207】</p> <p>②その他修正 担当部局の追加 【危機管理防災課</p>	<p>50</p> <p>50</p> <p>50</p> <p>50</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第10節 地域防災力強化 (略)</p> <p>3. 事業所による防災活動 (略) (新規)</p> <p>(略)</p> <p>第11節 自主防災組織等育成 (略)</p> <p>4. 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (略)</p> <p>また、市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>第12節 防災訓練 (略)</p> <p>7. 訓練の時期・場所等 (略)</p> <p>(3) 訓練の実施・指導等 県、市町村は、防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に</p>	<p>第10節 地域防災力強化 (略)</p> <p>3. 事業所による防災活動 (略)</p> <p><u>(4) 事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第11節 自主防災組織等育成 (略)</p> <p>4. 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (略)</p> <p>また、市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p><u>なお、市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>第12節 防災訓練 (略)</p> <p>7. 訓練の時期・場所等 (略)</p> <p>(3) 訓練の実施・指導等 県、市町村は、<u>地域の災害リスクに基づいた定期的な防</u></p>	<p>小阪 内線 3792】</p> <p>②その他修正 内閣府（防災）からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正（新旧表 P9）の反映 【危機管理防災課 矢野 内線 3785】</p> <p>①R3.5 防災基本計画修</p>	<p>54</p> <p>59</p> <p>62</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>第13節 物資・資機材整備・調達（（略）農林水産省（政策統括官））（略）</p> <p>2. 食料・生活必需品に関する供給方針 (略)</p> <p>(6) 米穀の備蓄 ア 農林水産省（政策統括官）の備蓄 (略)</p> <p>第14節 避難収容</p> <p>1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (1) 緊急避難場所及び避難所 (略)</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に</p>	<p>災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>第13節 物資・資機材整備・調達（（略）農林水産省（農産局長））（略）</p> <p>2. 食料・生活必需品に関する供給方針 (略)</p> <p>(6) 米穀の備蓄 ア 農林水産省（農産局長）の備蓄 (略)</p> <p>第14節 避難収容</p> <p>1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (1) 緊急避難場所及び避難所 (略)</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 市町村は、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の</p>	<p>正（新旧表 P8）の反映 【危機管理防災課 矢野 内線 3785】 【地域支え合い支援室 黒田 内線 7641】</p> <p>②その他修正 組織改編のため 【九州農政局】</p> <p>②その他修正 組織改編のため 【九州農政局】</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正（新旧表 P14）の反映 【危機管理防災課 小林 内線 3466】 【地域支え合い支援室 黒田 内線 7641】</p> <p>①R3.5 防災基本計画修</p>	<p>63</p> <p>65</p> <p>67</p> <p>67</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>ついて、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所の環境整備等</p> <p>(略)</p> <p>また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3. 避難誘導の事前措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 広域避難及び被災者の運送</p> <p>県、市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるとともに、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するものとする。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>ため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所の環境整備等</p> <p>(略)</p> <p>また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3. 避難誘導の事前措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 広域避難及び被災者の運送</p> <p>県、市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するものとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>正(新旧表 P15)の反映 【地域支え合い支援室 黒田 内線 7641】</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P15)の反映 【地域支え合い支援室 黒田 内線 7641】</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P53)の反映 ②その他修正 内閣府(防災)からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 矢野 内線 3785】 【地域支え合い支援室 黒田 内線 7641】</p>	<p>68</p> <p>70</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(略)</p> <p>5. 避難所運営マニュアルの作成等</p> <p>市町村は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシー(追記)の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>6. 避難所における男女共同参画の推進</p> <p>県及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第15節 避難行動要支援者等支援</p> <p>(略)</p> <p>1. 避難行動要支援者等支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>5. 避難所運営マニュアルの作成等</p> <p>市町村は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや子供の居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。</p> <p>さらに、市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6. 避難所における男女共同参画の推進</p> <p>県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組みとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第15節 避難行動要支援者等支援</p> <p>(略)</p> <p>1. 避難行動要支援者等支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保</p> <p>(略)</p>	<p>②その他修正 【地域支え合い支援室 堤、教育政策課 林田】</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P16)の反映 【地域支え合い支援室 黒田 内線 7641】</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P10)の反映 【男女参画・協働推進課 松下 内線 7421】</p>	<p>71</p> <p>71</p> <p>71</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、市町村は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施し、県は市町村のマニュアル作成のためのモデルを作成するものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>2. 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策</p> <p>(1) 避難支援計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>また、個別避難計画については、(追記) 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。県は(追記) 実効性の高い個別避難計画の策定や訓練実施を支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者情報の取扱い</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、</p>	<p>なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、市町村は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施し、県は市町村のマニュアル作成のためのモデルを作成するものとする。</p> <p>さらに、市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとし、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2. 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策</p> <p>(1) 避難支援計画の策定</p> <p>(略)</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定危険度を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。県は市町村が取り組む実効性の高い個別避難計画の作成や訓練実施を支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者情報の取扱い</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、</p>	<p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P15)の反映 【地域支え合い支援室 黒田 内線 7641】</p> <p>②その他修正 【地域支え合い支援室 堤 内線 7630】</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P17)の反映</p>	<p>77</p> <p>78</p> <p>79</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>または、当該市町村の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p>	<p>または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(4) 地区防災計画との整合</p> <p>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、画計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P17)の反映</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P17)の反映 【危機管理防災課 矢野 内線 3785】</p>	<p>79</p> <p>79</p>

第17節 災害ボランティア (県関係各部、関係機関)

第17節 災害ボランティア (県関係各部、関係機関)  
(略)

第1編 共通対策編

修正前				修正後				修正理由等	P		
(略) 3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 (略) [参考] 県による専門ボランティア登録制度 (略) (令和2年12月31日現在)				3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 (略) [参考] 県による専門ボランティア登録制度 (略) (令和3年12月31日現在)				②その他修正 時点修正 【建築課 山崎 6233】	88		
(略)	熊本県被災建築物 応急危険度判定士 認定制度	(略)	熊本県被災宅地危険 度判定士認定制度	(略)	熊本県被災宅地危険 度判定士認定制度						
(略)				(略)							
登録 資格	一級、二級、木造建 築士、行政職員(建 築職)で講習受講者	(略)	(略)	登録 資格	建築士、 <b>建築施工管 理技士、特定建築物 調査員、行政職員等</b> で講習受講者	(略)	(略)				
登録 者数	1,600人	(略)	943人	登録 者数	1,654人	(略)	943人				
研修の 内容	随時講習会及び実 地訓練を実施	(略)	(略)	研修の 内容	随時講習会及び実 地訓練を実施	(略)	(略)				
(略)				(略)							
(略)				(略)							
第3章 災害応急対策 第1節 組織(県、関係機関)				第3章 災害応急対策 第1節 組織(県、関係機関)							

第1編 共通対策編

修正前				修正後				修正理由等	P																														
3. 熊本県災害対策本部 (略) 熊本県災害対策本部組織図 				3. 熊本県災害対策本部 (略) 熊本県災害対策本部組織図 				②その他修正 組織変更による修正 【危機管理防災課 小阪 3792】	97																														
災害対策部の分掌事務 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>各班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">企 画 振 興 対 策 部</td> <td>企 画 振 興 班</td> <td rowspan="6">企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>企 画 課</td> </tr> <tr> <td>統 計 調 査 課</td> </tr> <tr> <td>地 域 振 興 課</td> </tr> <tr> <td>文 化 企 画 ・ 世 界 遺 産 推 進 課</td> </tr> <tr> <td>交 通 政 策 課 信 息 政 策 課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">球磨川流域復興局付</td> </tr> </tbody> </table>				対策部名	各班名	分掌事務	企 画 振 興 対 策 部			企 画 振 興 班	企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	企 画 課	統 計 調 査 課	地 域 振 興 課	文 化 企 画 ・ 世 界 遺 産 推 進 課	交 通 政 策 課 信 息 政 策 課	球磨川流域復興局付			災害対策部の分掌事務 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部名</th> <th>各班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">企 画 振 興 対 策 部</td> <td>企 画 振 興 班</td> <td rowspan="7">企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項</td> </tr> <tr> <td>企 画 課</td> </tr> <tr> <td>地 域 振 興 課</td> </tr> <tr> <td>文 化 企 画 ・ 世 界 遺 産 推 進 課</td> </tr> <tr> <td>交 通 政 策 課</td> </tr> <tr> <td>統 計 調 査 課</td> </tr> <tr> <td>デ ジ タル 政 府 推 進 課 シ ス テム 改 善 課</td> </tr> <tr> <td colspan="3">球磨川流域復興局付</td> </tr> </tbody> </table>				対策部名	各班名	分掌事務	企 画 振 興 対 策 部	企 画 振 興 班	企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	企 画 課	地 域 振 興 課	文 化 企 画 ・ 世 界 遺 産 推 進 課	交 通 政 策 課	統 計 調 査 課	デ ジ タル 政 府 推 進 課 シ ス テム 改 善 課	球磨川流域復興局付			
対策部名	各班名	分掌事務																																					
企 画 振 興 対 策 部	企 画 振 興 班	企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項																																					
	企 画 課																																						
	統 計 調 査 課																																						
	地 域 振 興 課																																						
	文 化 企 画 ・ 世 界 遺 産 推 進 課																																						
	交 通 政 策 課 信 息 政 策 課																																						
球磨川流域復興局付																																							
対策部名	各班名	分掌事務																																					
企 画 振 興 対 策 部	企 画 振 興 班	企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項																																					
	企 画 課																																						
	地 域 振 興 課																																						
	文 化 企 画 ・ 世 界 遺 産 推 進 課																																						
	交 通 政 策 課																																						
	統 計 調 査 課																																						
	デ ジ タル 政 府 推 進 課 シ ス テム 改 善 課																																						
球磨川流域復興局付																																							
第2節 職員配置 3. 県職員の配置				第2節 職員配置 3. 県職員の配置																																			

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P				
<p>(1) 災害発生のおそれのある場合の配置 (略) 災害発生のおそれがある警報・注意報等</p> <table border="1"> <tr> <td>注意報 (新規)</td> <td>警報 (略)</td> </tr> </table> <p>梅雨期間中に次の種類の注意報が、1以上発表された場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報</p> <p>【県職員の災害配置基準】 (略)</p> <p>1. 災害対策本部設置前の配置体制 (略)</p> <p>(2) 警戒体制（地震以外の災害） ア 気象業務法に基づく災害に関する警報が1以上発表されたとき、又は災害発生のおそれがある場合、若しくは災害が発生した場合は、<u>危機管理防災課長の指示に基づき配置体制（別表2）による職員の配置を実施し、警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集等災害応急対策の実施にあたるものとする。</u> ただし、<u>出先機関における待機職員の配置にあたっては、出先機関長が情報等を検討のうえ、必要に応じて人員を増減することができる。</u></p>	注意報 (新規)	警報 (略)	<p>(1) 災害発生のおそれのある場合の配置 (略) 災害発生のおそれがある警報・注意報等</p> <table border="1"> <tr> <td>注意報 <u>津波注意報</u></td> <td>警報 (略)</td> </tr> </table> <p>梅雨期間中に次の種類の注意報が、1以上発表された場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報</p> <p>【県職員の災害配置基準】 (略)</p> <p>1. 災害対策本部設置前の配置体制 (略)</p> <p>(2) 警戒体制（地震以外の災害） ア <u>第1警戒体制</u> <u>次の場合は、危機管理防災課長の指示に基づき別表1及び2の配置体制による職員の配置を実施し、警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集等災害応急対策の実施にあたるものとする。</u> <u>(ア) 気象業務法に基づく災害に関する警報が1以上発表されたとき（別表1）</u> <u>(イ) 梅雨期に気象業務法に基づく災害に関する警報が1以上発表されたとき、又は災害発生のおそれがある場合、若しくは災害が発生した場合（別表2）</u> <u>(ウ) 避難指示が発表された場合（警報が1以上発表中）</u> <u>(エ) 危機管理防災課長から指示があった場合（警報が1以上発表中）</u> イ <u>第2警戒体制（災害警戒本部）</u></p>	注意報 <u>津波注意報</u>	警報 (略)	<p>②その他修正 津波注意報の記載漏れ 【危機管理防災課 川中（内線 3415）】</p> <p>②その他修正 地震・津波対策編との調整 【危機管理防災課 川中（内線 3415）】 現在の待機基準への修正 【危機管理防災課 小阪（内線 3792）】</p>	<p>108</p> <p>111</p>
注意報 (新規)	警報 (略)						
注意報 <u>津波注意報</u>	警報 (略)						

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>イ 警戒体制による職員配置を実施した場合は、本庁においては、防災センター及び各課（室）の適当な場所に集合待機するものとし、出先機関においては、出先機関長が定めた場所に待機するものとする。 なお、当該待機にあたっては、本庁のうち危機管理防災課にあっては水防本部と、出先機関のうち地域振興局にあっては水防区本部と連携を密にするものとし、原則として同一の場所において、実施するものとする。</p>	<p><u>次の場合は、「災害警戒本部」を設置し、配置体制（別表3）による職員の配置を行い、警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集等災害応急対策の実施にあたるものとする。</u> <u>(ア) 土砂災害警戒情報が発表されたとき（自動設置）</u> <u>(イ) 記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報（線状降水帯発生情報）が発表されたとき（自動設置）</u> <u>(ウ) 指定河川洪水予報（氾濫危険情報）が発表されたとき（自動設置）</u> <u>(エ) 県内が台風の暴風域に入のおそれがある場合</u> <u>(オ) その他、警報等が発表され、特に警戒を必要とする場合</u> ウ <u>出先機関の警戒体制</u> <u>各広域本部・地域振興局における警戒体制は、上記ア及びイに準じて各広域本部・地域振興局長が必要に応じた人員を配置することができる。</u> <u>各広域本部・地域振興局以外の出先機関における警戒体制は、上記イの第2警戒体制の関係所管部局の配置体制に準じて出先機関長が必要に応じた人員を配置することができる。</u> エ <u>待機場所</u> 警戒体制による職員配置を実施した場合は、本庁においては、防災センター及び関係各課（室）の適当な場所に集合待機するものとする。<u>ただし、上記イによる待機においては、関係課の1名は、必要に応じて防災センターに情報連絡員として待機するものとする。</u> 出先機関においては、出先機関長が定めた場所に待機するものとする。 なお、当該待機にあたっては、本庁のうち危機管理防災課にあっては水防本部と、出先機関のうち各広域本部・地域振興局にあっては水防区本部との連携を密にするものとし、原則として同一の場所において、実</p>		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(3) 警戒体制（地震津波）</p> <p>ア 第1警戒体制</p> <p>震度4の地震が発生した場合又は津波注意報が発表された場合は、危機管理防災課・消防保安課職員3名による警戒体制をとるものとし、地震（津波）情報の伝達及び被害情報の収集を行うものとする。また、危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。初動期における道路情報及びダム、海岸保全施設及び感潮区域に係る堤防等施設の状況の把握は極めて重要であるので、農地整備課、道路保全課、道路整備課及び河川課職員並びに関係広域本部農林（水産）部、関係地域振興局農林部、関係地域振興局土木部、熊本土木事務所及びダム管理所職員による調査体制を整備し、県管理道路及び河川関係施設及び砂防えん堤の緊急調査を行い、被害情報を収集するものとする。</p> <p>（津波注意報のみが発表された場合は除く。）</p> <p>イ 第2警戒体制</p> <p>震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合、「災害警戒本部」を設置（自動設置）し、配置体制（別表3）による職員の配置を行い、警戒体制を整えるものとする。</p>	<p>施するものとする。</p> <p>(3) 警戒体制（地震津波）</p> <p>ア 第1警戒体制</p> <p>県内で震度4の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合又は南海トラフ地震臨時情報（調査中又は巨大地震注意）が発表された場合は、次のような体制をとるものとする。</p> <p><u>（ア）地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員3名による警戒体制をとるものとする。</u>危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。</p> <p><u>なお、各広域本部・地域振興局（総務）振興課及び熊本土木事務所においては、それぞれの地域条件等を考慮して、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。</u></p> <p><u>（イ）初動期における道路情報及びダム、海岸保全施設、感潮区域に係る堤防等、施設の状況の把握は極めて重要であるので、農地整備課、道路保全課、道路整備課、河川課職員並びに関係広域本部農林（水産）部、関係地域振興局農林部、関係広域本部・地域振興局土木部及びダム管理所職員による調査体制を整備し、県管理道路及び河川関係施設（削除）の緊急調査を行い、被害情報を収集するものとする。</u></p> <p>（津波注意報のみ発表された場合は除く。）</p> <p>イ 第2警戒体制（災害警戒本部）</p> <p>県内で震度5弱若しくは5強の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、「災害警戒本部」を設置（自動設置）し、配置体制（別表3）による職員の配置を行い、警戒体制を整えるものとする。</p> <p><u>また、上記ア（イ）に加えて、砂防関係施設の状況を把握するため、砂防課職員並びに関係広域本部・地域振興局</u></p>	<p>②その他修正 砂防課点検基準の反映 【砂防課 日野 内線 6265】</p> <p>②その他修正 地震・津波対策編との調整 【危機管理防災課 川中 内線 3415】</p> <p>②その他修正 現在の待機基準への修正</p>	<p>111</p> <p>111</p>
<p>ウ 出先機関の警戒体制</p> <p>地域振興局における警戒体制は、上記ア及びイに準じて地域振興局長が必要に応じた人員を配置することができる。</p> <p>地域振興局以外の出先機関における警戒体制は、上記イの第2警戒体制の関係所管部局の配置体制に準じて出先機関長が必要に応じた人員を配置することができる。</p> <p>出先機関職員の待機は、出先機関長が定めた場所において行うものとする。</p> <p>なお、当該待機にあつては、出先機関のうち地域振興局にあつては水防区本部との連携を密にするものとし、原則として同一の場所において、実施するものとする。</p> <p>(4) 災害警戒本部</p> <p>危機管理監は、(1) (2) 及び (3) -アにかかわらず特に情報を必要とする場合は、災害警戒本部を設置し、災害警戒本部規程及び上記(3) -イの配置基準に基づき、必要に応じた職員の配置を指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(参考) 災害配置基準一覧</p>	<p><u>土木部職員による調査体制を整備し、砂防関係施設の緊急調査を行い、被害情報を収集するものとする。</u></p> <p>ウ 出先機関の警戒体制</p> <p>地域振興局における警戒体制は、上記ア及びイに準じて各広域本部・地域振興局長が必要に応じた人員を配置することができる。</p> <p>地域振興局以外の出先機関における警戒体制は、上記イの第2警戒体制の関係所管部局の配置体制に準じて出先機関長が必要に応じた人員を配置することができる。</p> <p>出先機関職員の待機は、出先機関長が定めた場所において行うものとする。</p> <p>なお、当該待機にあつては、出先機関のうち地域振興局にあつては水防区本部との連携を密にするものとし、原則として同一の場所において、実施するものとする。</p> <p>(4) 災害警戒本部</p> <p>危機管理監は、(1) 及び (2) -ア、(3) -アにかかわらず特に情報を必要とする場合は、災害警戒本部を設置し、災害警戒本部規程及び上記(2) -イ及び(3) -イの配置基準に基づき、必要に応じた職員の配置を指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(参考) 災害配置基準一覧</p>	<p>【危機管理防災課 小阪（内線 3792）】</p> <p>②その他修正 砂防課点検基準の反映 【砂防課 日野 内線 6265】</p> <p>②その他修正 一覧表の内容の見直し</p>	<p>113</p>

第1編 共通対策編

修正前				修正後				修正理由等	P																		
1 災害対策本部設置前	注意・警戒体制	本庁・関係課長 出先・出先機関長	(1) 注意体制	別表1のとおり	注意体制	災害発生のおそれがある注意警報(大雨注意警報、洪水注意警報)が発令期間中に以上発表された場合 イ 以外の場合であっても、関係課長又は出先機関長において職員を配置する必要があると認められたとき		・別表1のとおり	【危機管理防災課 小阪 内線 3792】																		
		本庁・関係課長 出先・出先機関長	(2) 警戒体制(地震以外)	別表2のとおり		災害に関する警報が1以上発表されたとき イ 梅雨期に災害に関する警報が1以上発表されたとき、又は災害発生のおそれがある場合、若しくは災害が発生した場合 ウ 避難指示が発表された場合 エ 警報が1以上発表された場合 エ 危機管理防災課から指示があった場合(警報が1以上発表中)	・ア 別表1のとおり ・イ、ウ、エ 別表2のとおり																				
2 災害対策本部	災害警戒本部	危機管理課	(3) 警戒体制(地震津波) 本庁 ① 第1警戒体制 ② 第2警戒体制 出先機関	危機管理防災課・消防保安課職員3名 災害警戒本部設置(自動設置) 本庁に準じて待機実施	警戒体制	地震・津波以外	ア 震度4の地震が発生した場合 ウ 津波注意警報が発表された場合 ウ 南海トラフ地震臨時情報(調査中または巨大地震注意)が発表された場合	危機管理防災課・消防保安課 3名 各所属において定めた配置																			
		災害警戒本部	(4) 災害警戒本部設置(第2警戒体制)	別表3のとおり		地震・津波 イ 土砂災害警戒情報が発表された時(自動設置) イ 記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報(録音録水警報発生情報)が発表されたとき ウ 指定河川洪水予報(危険危険情報)が発表された時(自動設置) エ 県内が台風の暴風域に入るとおそれがある場合 オ その他、警報等が発表され、特に警戒を必要とする場合 ア 震度6弱以上の地震が発生した場合(自動設置) イ 津波警報が発表された場合(自動設置) ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合(自動設置)	・別表3のとおり																				
別表1 【注意体制】				別表1 【注意体制】																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				機関名	人員	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				機関名	人員	(略)	(略)			②その他修正 文言の修正 【河川課 沼地 内線 6139】	114								
機関名	人員																										
(略)	(略)																										
機関名	人員																										
(略)	(略)																										
※①河川課の課内待機2名はダム班とし、各管理ダムの操作規程等による洪水調整時に限る。 (略)				※①河川課の課内待機2名はダム班とし、各管理ダムの操作規程等による洪水調整時に限る。 (略)																							
別表2 【警戒体制(地震以外の災害)】				別表2 【警戒体制(地震以外の災害)】																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>人員</th> <th>機関名</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				機関名	人員	機関名	人員	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>人員</th> <th>機関名</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				機関名	人員	機関名	人員	(略)	(略)	(略)	(略)			②その他修正 文言の修正 注意体制(2~3名)、	114
機関名	人員	機関名	人員																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
機関名	人員	機関名	人員																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								

第1編 共通対策編

修正前				修正後				修正理由等	P																																																																																								
危機管理防災課・ 消防保安課 (略)	5 (略)	(略)	(略)	危機管理防災課・ 消防保安課 (略)	2~5 (略)	(略)	(略)	第2警戒体制(各課最低2名)とのバランスを図るため ②その他修正 ※①~⑧に記載された内容と重複するため 【危機管理防災課 川中 内線 3415】 ②その他修正 文言の修正 【河川課 沼地 内線 6139】 ②その他修正 第2警戒体制時における河川課と水防本部(設置されている場合に限る)は、河川水位の情報収集など類似の業務を行うことになるため、配置体制の効率化を図るもの 【河川課 黒木 内線 6147】 ③その他修正 実際の対応を基にした配置人数の見直し【商工政策課水本】 ②その他修正 熊本県水防計画書の文言と整合を図るための修正 【河川課 黒木 内線 6147】	115																																																																																								
大雪の各警報による警戒体制は除き、かつ、港管理事務所を含む地域において、警報が発表された場合に限る。 (略)				(削除) (略)																																																																																													
③ダム班(2名)の課内待機は、各管理ダムの操作規程等による洪水調整時に限る。 (略)				③ダム班(2名)の課内待機は、各管理ダムの操作規程等による洪水調整時に限る。 (略)																																																																																													
別表3 【第2警戒体制】				別表3 【第2警戒体制】																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>人員</th> <th>機関名</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				機関名	人員	機関名	人員	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>人員</th> <th>機関名</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				機関名	人員	機関名	人員	(略)	(略)	(略)	(略)			※水防本部が設置されている場合、河川課の配置要員は、水防本部の配置要員と兼務することができるものとする。																																																																							
機関名	人員	機関名	人員																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														
機関名	人員	機関名	人員																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														
別表4 【災害対策本部】				別表4 【災害対策本部】																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策部</th> <th rowspan="2">班名</th> <th colspan="3">配置要員の数</th> </tr> <tr> <th>第1配置</th> <th>第2配置</th> <th>第3配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">商工労働対策部</td> <td>商工政策班</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>商工労働安全衛生班</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>労働雇用創生班</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>産業支援班</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>エネルギー政策班</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>企業立地班</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				対策部	班名	配置要員の数			第1配置	第2配置	第3配置		(略)				商工労働対策部	商工政策班	2	4	全員	商工労働安全衛生班	-	2	〃	労働雇用創生班	-	2	〃	産業支援班	-	2	〃	エネルギー政策班	-	2	〃	企業立地班	-	2	〃		(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対策部</th> <th rowspan="2">班名</th> <th colspan="3">配置要員の数</th> </tr> <tr> <th>第1配置</th> <th>第2配置</th> <th>第3配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">商工労働対策部</td> <td>商工政策班</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>商工労働安全衛生班</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>労働雇用創生班</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>産業支援班</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>エネルギー政策班</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>企業立地班</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				対策部	班名	配置要員の数			第1配置	第2配置	第3配置		(略)				商工労働対策部	商工政策班	2	3	全員	商工労働安全衛生班	-	1	〃	労働雇用創生班	-	1	〃	産業支援班	-	1	〃	エネルギー政策班	-	1	〃	企業立地班	-	1	〃		(略)						※水防本部は、熊本県水防待機等実施基準に基づき	
対策部	班名	配置要員の数																																																																																															
		第1配置	第2配置	第3配置																																																																																													
	(略)																																																																																																
商工労働対策部	商工政策班	2	4	全員																																																																																													
	商工労働安全衛生班	-	2	〃																																																																																													
	労働雇用創生班	-	2	〃																																																																																													
	産業支援班	-	2	〃																																																																																													
	エネルギー政策班	-	2	〃																																																																																													
企業立地班	-	2	〃																																																																																														
	(略)																																																																																																
対策部	班名	配置要員の数																																																																																															
		第1配置	第2配置	第3配置																																																																																													
	(略)																																																																																																
商工労働対策部	商工政策班	2	3	全員																																																																																													
	商工労働安全衛生班	-	1	〃																																																																																													
	労働雇用創生班	-	1	〃																																																																																													
	産業支援班	-	1	〃																																																																																													
	エネルギー政策班	-	1	〃																																																																																													
企業立地班	-	1	〃																																																																																														
	(略)																																																																																																
別表4 【災害対策本部】				別表4 【災害対策本部】																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部</th> <th>班名</th> <th>第1配置</th> <th>第2配置</th> <th>第3配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				対策部	班名	第1配置	第2配置	第3配置	(略)	(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部</th> <th>班名</th> <th>第1配置</th> <th>第2配置</th> <th>第3配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				対策部	班名	第1配置	第2配置	第3配置	(略)	(略)																																																																									
対策部	班名	第1配置	第2配置	第3配置																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																
対策部	班名	第1配置	第2配置	第3配置																																																																																													
(略)	(略)																																																																																																

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(略)</p> <p>【熊本県災害対策本部事務処理要領】</p> <p>1 趣旨</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部の設置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>知事は、災害対策を総括的、かつ統一的に処理する必要があると認めるときは、熊本県災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。</p> <p>(2) 本部が設置されたときは、本部室を新館10階防災センターに置く。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 災害対策本部設置の広報及び伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 国の災害対策本部（国が非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置した場合に限る。）</p> <p>イ 消防庁</p> <p>ウ 防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第8師団）</p> <p>エ 九州各県、山口県及び静岡県</p> <p>オ 市町村</p> <p>カ その他必要と認める機関（公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 本部室の勤務体制と班の編成</p> <p>(1) 本部室には、<u>応急対策業務の内容を踏まえ、総務班、消防班、広報班、市町村班、河川班、道路班及び砂防班</u>を置く。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 関係機関との連絡調整、災害情報の収集等を的確、</p>	<p>別途配置（<u>土木対策部として業務を遂行</u>）。</p> <p>(略)</p> <p>【熊本県災害対策本部事務処理要領】</p> <p>1 趣旨</p> <p>(略)</p> <p>2 災害対策本部の設置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>知事（<u>本部長</u>）は、災害対策を総括的、かつ統一的に処理する必要があると認めるときは、熊本県災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。</p> <p>(2) 本部が設置されたときは、本部室を<u>行政棟新館</u>10階防災センターに置く。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 災害対策本部設置の広報及び伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>① 国の災害対策本部（国が特定災害対策本部、<u>非常災害対策本部</u>又は緊急災害対策本部を設置した場合に限る。）</p> <p>② 消防庁</p> <p>③ 防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第8師団）</p> <p>④ 九州各県、山口県及び静岡県</p> <p>⑤ 市町村</p> <p>⑥ その他必要と認める機関（公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 本部室の勤務体制と班の編成</p> <p>(1) 本部室には、<u>総務班、消防班、広報班、市町村班、医務班、薬務衛生班、河川班、道路班及び砂防班</u>を置く。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 関係機関との連絡調整、災害情報の収集等を的確、</p>	<p>②その他修正 県災害対策本部事務処理要領改正による 【危機管理防災課 川中 内線 3415】</p>	119

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P								
<p>かつ迅速に処理するため、総務班に次のグループを置く。</p> <p>ア 総括グループ</p> <p>イ 情報グループ</p> <p>ウ 総務グループ</p> <p>エ 通信確保グループ</p> <p><u>また、関係機関との連絡を図る観点から、国の機関（警察、消防、自衛隊、九州地方整備局等）の本部室のスペースを確保する。</u></p> <p><u>なお、応急対応業務の円滑な実施のため、本部室への関係者以外の立入を規制するとともに、上記以外の班については、庁舎内別室の確保に努める。</u></p> <p>5 本部連絡員</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各対策部の本部連絡員は、原則として、各部筆頭課の役付職員をもって充て、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>ア 本部長の命令、指示の伝達連絡</p> <p>イ 気象情報の伝達</p> <p>ウ 本部会議と各部の連絡及び各部相互間の連絡調整</p> <p>エ 被害状況の把握と部内調整</p> <p>6 本部の廃止基準</p> <p>(略)</p> <p>7 事務引継</p> <p>本部が廃止されたときは、各班長は、災害情報、被害情報等の災害記録資料として取り扱うものについて、速やかに整理のうえ危機管理防災課長に引き継ぐものとする。</p>	<p>かつ迅速に処理するため、総務班に次のグループを置く。</p> <p>① 総括グループ</p> <p>② 情報グループ</p> <p>③ 総務グループ</p> <p>④ 通信確保グループ</p> <p>(削除)</p> <p>5 本部連絡員</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各対策部の本部連絡員は、原則として、各部筆頭課の役付職員をもって充て、次に掲げる事項を処理する。</p> <p>① 本部長の命令、指示の伝達連絡</p> <p>② 気象情報の伝達</p> <p>③ 本部会議と各部の連絡及び各部相互間の連絡調整</p> <p>④ 被害状況の把握と部内調整</p> <p>6 本部の廃止基準</p> <p>(略)</p> <p>7 事務引継</p> <p>本部が廃止されたときは、各班長は、災害情報、被害状況等の災害記録資料として取り扱うものについて、速やかに整理のうえ危機管理防災課長に引き継ぐものとする。</p>	<p>②その他修正</p>	121								
別表1	別表1										
<table border="1"> <tr> <td>班</td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	班	分掌事務	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>班</td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	班	分掌事務	(略)	(略)		
班	分掌事務										
(略)	(略)										
班	分掌事務										
(略)	(略)										

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
(略)	(略)	市町村班 (市町村課)	(略)	県災害対策本部事務処理要領改正による 【危機管理防災課 川中 内線 3415】	
市町村班 (市町村課)	(略)	医務班 (医療政策課)	1. 災害医療情報、医療救護活動状況の把握及び調整		
(新規)	(新規)	薬務衛生班 (薬務衛生課)	1. 医薬品、医療資材等の需給状況の把握及び調整		
(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)		(略)		②その他修正 熊本県災害時応援職員等派遣要領改正に伴う修正 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】	123
6. 被災市町村等への職員派遣 (1) 情報連絡員の派遣 県は、震度6弱以上の地震を観測した市町村又はその他の災害が発生し、行政機能が極度に低下し、若しくはそのおそれがある市町村に対し、原則として、各広域本部・地域振興局から速やかに情報連絡員を派遣し、市町村の行政機能の確保状況、災害対応の進捗状況及び被災市町村からの人的支援ニーズ等を把握したうえで、関係省庁等との情報共有を図り、必要な応援が迅速に行われるよう努めるものとする。		6. 被災市町村等への職員派遣 (1) 情報連絡員の派遣 <u>ア 熊本県災害対策本部、各地方災害対策本部からの派遣</u> 県は、震度6弱以上の地震を観測した市町村又はその他の災害が発生し、行政機能が極度に低下し、若しくはそのおそれがある市町村に対し、各地方災害対策本部長の指示により、速やかに地方災害対策本部から情報連絡員を派遣し、市町村の行政機能の確保状況、災害対応の進捗状況及び被災市町村からの人的支援ニーズ等を把握したうえで、関係省庁等との情報共有を図り、必要な応援が迅速に行われるよう努めるものとする。 <u>イ 各地方災害警戒本部からの派遣</u> 県は、被害が発生するおそれがあると認められる市町村に対し、地方災害警戒本部長の指示により、速やかに地方災害警戒本部から情報連絡員を派遣し、市町村の行政機能の確保状況、災害対応の進捗状況や被害状況の把握及び被災市町村からの人的支援ニーズ等を把握したうえで、関係機関等との情報共有を図り、必要な応援が			

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
(略)	(略)	<u>迅速に行われるよう努めるものとする。なお、これらの派遣については、県災害警戒本部長からの要請による派遣もできるものとする。</u>	(略)	①R3.5 防災基本計画修正(新旧表P3)の反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】	126
第4節 応援要請 (略)	第4節 応援要請 (略)	災害が発生するおそれがある場合には、 <u>災害の危険性</u> の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。			
第6節 予警報等伝達 1. 予警報等の定義 (2) 気象情報 (略)	第6節 予警報等伝達 1. 予警報等の定義 (2) 気象情報 (略)	ウ 大雨警報を発表中の <u>二次細分区域において、キキクル(気象庁)の「非常に危険」(うす紫)</u> が出現しかつ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨(熊本県では1時間110mm以上)を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県記録的短時間大雨情報」。	ウ 大雨警報を発表中の <u>二次細分区域において、キキクル(気象庁)の「非常に危険」(うす紫)</u> が出現しかつ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨(熊本県では1時間110mm以上)を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県記録的短時間大雨情報」。	②その他修正 記録的短時間大雨情報の発表条件変更 【気象台】	139
(3) 大津波警報・津波警報・ <u>注意報</u> (略)	(3) 大津波警報・津波警報・ <u>津波注意報</u> (略)			②その他修正 内閣府(防災)からの修正についての連絡による反映	139
(16) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害]) 土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)または大雨特別警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎、八代市、天草市及び山都町については東部・西部に分割して	(16) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害]) 土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)または大雨特別警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎、八代市、天草市及び山都町については東部・西部に分割して			②その他修正 資料編修正による反映 【砂防課 日野 内線 6266】	143

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>発表する。 情報の発表基準は資料編のとおりである。</p> <p>(17) 土砂災害危険度情報 土砂災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊が予想される場合、県が任意で発するものであり、土砂災害警戒情報を補足する情報である。 情報の発表基準は資料編のとおりである。 (略)</p> <p>2. 予警報等の伝達系統 (略)</p> <p>(3) 水防計画における情報の伝達系統 ア 指定河川洪水予報の伝達系統は、<u>資料編</u>のとおりである。 イ 水防警報の伝達系統は、<u>資料編</u>のとおりである。 ウ 水防に関する情報の伝達系統は、<u>資料編</u>のとおりである。</p> <p>(4) 土砂災害に関する情報の伝達系統 土砂災害警戒情報は迅速かつ的確に伝達し、住民に周知するものとする。なお、土砂災害警戒情報の伝達系統は、<u>資料編</u>のとおりである。<u>また、土砂災害危険度情報の伝達系統は、資料編のとおりである。</u></p> <p>第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱 (略)</p>	<p>情報の<u>発表区域及び発表基準</u>は資料編のとおりである。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>2. 予警報等の伝達系統 (略)</p> <p>(3) 水防計画における情報の伝達系統 ア 指定河川洪水予報の伝達系統は、<u>水防計画書</u>資料編のとおりである。 イ 水防警報の伝達系統は、<u>水防計画書</u>資料編のとおりである。 ウ 水防に関する情報の伝達系統は、<u>水防計画書</u>資料編のとおりである。</p> <p>(4) 土砂災害に関する情報の伝達系統 土砂災害警戒情報は迅速かつ的確に伝達し、住民に周知するものとする。なお、土砂災害警戒情報の伝達系統は、<u>資料編</u>のとおりである。 (削除)</p> <p>第8節 情報収集・共有及び被害報告取扱 3. 防災情報共有システムの活用 (略)</p>	<p>②その他修正 土砂災害危険度情報廃止のため 【砂防課 日野 内線 6266】</p> <p>②その他修正 「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」(令和3年2月16日付内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当)等)に基づく簡素化(防災計画資料編からは削除) 【河川課 黒木 内線 6147】</p> <p>②その他修正 土砂災害危険度情報廃止のため 【砂防課 今村 内線 6266】</p>	<p>143</p> <p>144</p> <p>144</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>3. 防災情報共有システムの活用 (略)</p> <p>さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、SNS等のデータを活用した情報収集についても検討を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4. 被害等の調査・報告 (4) 県警による調査 警察は、大規模災害発生時(大規模地震及び津波警報発令時など)には、交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等の勤務員が直ちに情報収集にあたり、その情報が一元的に集約される体制の確立を図るとともに、交通監視カメラ等の画像情報収集資機材の積極的活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 広報 (略)</p> <p>4. 県における広報活動 (略)</p> <p>(1) 広報内容 災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。 (追記)</p> <p>(略)</p> <p>第11節 避難収容対策 1. 実施責任者 (略)</p>	<p>さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、SNS等のデータを活用<u>など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u></p> <p>(略)</p> <p>4. 被害等の調査・報告 (4) 県警による調査 警察は、大規模災害発生時(大規模地震及び<u>津波警報発表時</u>など)には、交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター等の勤務員が直ちに情報収集に<u>当たり</u>、その情報が一元的に集約される体制の確立を図るとともに、交通監視カメラ等の画像情報収集資機材の積極的活用を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 広報 (略)</p> <p>4. 県における広報活動 (略)</p> <p>(1) 広報内容 災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。 <u>なお、行方不明者となる疑いのある者(以下「安否不明者」という。)</u>や<u>当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者(以下「行方不明者」という。)</u>及び死者の氏名等の情報は、<u>県災害対策本部が原則公表するものとし、公表に当たっては、警察及び市町村と連携するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第11節 避難収容対策 1. 実施責任者 (略)</p>	<p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P3)の反映</p> <p>②その他修正 内閣府(防災)からの修正についての連絡による反映 ②その他修正 誤記修正 【県警警備二課 松本】</p> <p>②その他の修正 氏名公表同意取得について記載 【危機管理防災課 平田 内線 3791】</p>	<p>155</p> <p>157</p> <p>160</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>なお、市町村長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求め、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3. 避難指示等の基準</p> <p>(2) 洪水等</p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p>(ア) 洪水予報河川</p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>(略)</p> <p>・異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前(注)、約1時間前、開始と順を追って通知することとされている。</p> <p>(注)ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。</p> <p>(イ) 水位周知河川</p> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <p>(略)</p> <p>・急激な水位上昇が見込まれるため高齢者等の避難に要する時間等を考慮して避難判断水位(レベル3水位)が設定できないなど氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)以外の水位が設定されていない河川については、<u>洪水警報の危険度分布</u>(流域雨量指数の予測値)や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。</p>	<p>なお、市町村長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるとともに、<u>高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける</u>高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3. 避難指示等の基準</p> <p>(2) 洪水等</p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p>(ア) 洪水予報河川</p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>(略)</p> <p>・<u>ダムにおける</u>異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前(注)、約1時間前、開始と順を追って<u>情報連絡及び</u>通知することとされている。</p> <p>(注)ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。</p> <p>(イ) 水位周知河川</p> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <p>(略)</p> <p>・急激な水位上昇が見込まれるため高齢者等の避難に要する時間等を考慮して避難判断水位(レベル3水位)が設定できないなど氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(レベル4水位)以外の水位が設定されていない河川については、<u>洪水キキクル</u>(洪水警報の危険度分布(流域雨量指数の予測値))や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。</p>	<p>②その他修正</p> <p>R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P9)の反映</p> <p>②その他修正</p> <p>文言の修正</p> <p>【河川課 沼地 内線 6139】</p> <p>②その他修正</p> <p>用語の修正【気象台】</p>	<p>169</p> <p>174</p> <p>175</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(ウ) その他河川</p> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <p>(略)</p> <p>・水位を観測していない河川においては、<u>洪水警報の危険度分布</u>(流域雨量指数の予測値)や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>(略)</p> <p>・水位を観測していないその他河川等については、現地情報を活用した上で、<u>洪水警報の危険度分布</u>(流域雨量指数の予測値)や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル4避難指示の発令の参考とすることが考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p>(略)</p> <p>・水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて<u>浸水害の特別警報</u>の対象としており、市町村単位で発表される。発令対象区域は氾濫により浸水する可能性がある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <p>(略)</p> <p>特別警報の発表は台風上陸12時間前からであるが、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性について、府県気象情報や気象庁の記者会見等で言及する場合がある。このような場合には警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p>	<p>(ウ) その他河川</p> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <p>(略)</p> <p>・水位を観測していない河川においては、<u>洪水キキクル</u>(洪水警報の危険度分布(流域雨量指数の予測値))や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>【警戒レベル4】避難指示</p> <p>(略)</p> <p>・水位を観測していないその他河川等については、現地情報を活用した上で、<u>洪水キキクル</u>(洪水警報の危険度分布(流域雨量指数の予測値))や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル4避難指示の発令の参考とすることが考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>【警戒レベル5】緊急安全確保</p> <p>(略)</p> <p>・水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて<u>大雨特別警報(浸水害)</u>の対象としており、市町村単位で発表される。発令対象区域は氾濫により浸水する可能性がある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 発令基準の設定</p> <p>【警戒レベル3】高齢者等避難</p> <p>(略)</p> <p><u>台風を要因とする特別警報(暴風、高潮、波浪)</u>の発表は台風上陸12時間程度前からであるが、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性について、府県気象情報や気象庁の記者会見等で言及する場合がある。このような場合には警戒レ</p>	<p>②その他修正</p> <p>用語の修正【気象台】</p> <p>②その他修正</p> <p>用語の修正【気象台】</p>	<p>178</p> <p>184</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
(略)	ベル3 高齢者等避難を発令する。 (略)		
5. 避難の誘導 (1) 市町村等 市町村長等の避難指示等を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援を行うものとする。 (略)	5. 避難の誘導 (1) 市町村等 市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。 (略)	②その他修正 R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P34)の反映 【地域支え合い支援室 松本 内線 7630】	184
6. 避難所の開設及び収容 (略) (1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設 (略) また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 (略)	6. 避難所の開設及び収容 (略) (1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設 (略) (削除) (略)	第2章第1 2節へ移動	185
(2) 収容施設等 (新規)	(2) 収容施設等 市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として利用することも検討するものとする。 (略)	①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P31)の反映 【地域支え合い支援室 黒田 内線 7641】	186
(7) 避難所の管理運営 (略)	(7) 避難所の管理運営 (略)		
イ 市町村は、避難所運営の役割分担を明確化し、被災	イ 市町村は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 (略)	者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 (略)	①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P31)の反映	187
カ (略) なお、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (新規)	カ (略) (削除)	移設(項目を新設)	187
キ 市町村は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性だけの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。 (新規)	キ 県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。 ク 市町村は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性だけの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。 ク 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所	①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P32)の反映 【健康危機管理課 益田 内線 5935】 【地域支え合い支援室 黒田 内線 7641】	187
		①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P32)の反映	187
		①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P32)の反映	187

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>ク ケ コ サ シ ス セ</p> <p>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (新規)</p>	<p>に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>コ (略) サ (略) シ (略) ス (略) セ (略) ソ (略) タ (略)</p> <p>1.1. 広域避難(県知事公室、県健康福祉部、市町村、関係機関) 市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるとともに、事態に照らし緊急を要するときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</p> <p>県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</p> <p>また、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行うものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるな</p>	<p>【地域支え合い支援室 黒田 内線 7641】 【男女参画・協働推進課 松下 内線 7421】</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P33)の反映 【危機管理防災課 矢野 内線 3785】 【地域支え合い支援室 黒田 内線 7641】</p>	192

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>1.1. 広域一時滞在 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内各市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるとする。</p> <p>1.2. 被災者等への的確な情報活動関係 (略) 第1.4節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬 (略) 2. 行方不明者等の捜索 (略) (新規) (略) 第1.6節 食料調達・供給( (略) 農林水産省(政策統括官)) (略) 2. 食料の調達 (略) (2) 米穀の調達・供給(県農林水産部、農林水産省(政</p>	<p>ど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>県、市町村及び関係機関(指定行政機関、公共機関)は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。</p> <p>1.2. 広域一時滞在 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内各市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるとする。</p> <p>1.3. 被災者等への的確な情報活動関係 (略) 第1.4節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬 (略) 2. 行方不明者等の捜索 (略) 県は、人命救助活動の効率化、円滑化を図るため、警察及び市町村と連携し、安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等の情報を原則公表するものとする。</p> <p>第1.6節 食料調達・供給( (略) 農林水産省(農産局長)) (略) 2. 食料の調達 (略)</p>	<p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P33)の反映 【危機管理防災課 矢野 内線 3785】 【地域支え合い支援室 黒田 内線 7641】</p> <p>②その他修正 氏名公表同意取得に関する修正 【危機管理防災課 平田 内線 3791】</p>	192

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>策統括官)</p> <p>ア 応急調達</p> <p>(略)</p> <p>災害救助法が発動され、応急用穀物が必要な場合、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の引き渡しに係る要請を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第1.9節 生活必需品供給</p> <p>(略)</p> <p>5. 生活必需品の円滑な提供</p> <p>県及び市町村は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、(追記)夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2.1節 住宅応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2. 応急仮設住宅の供与</p> <p>(新規)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 米穀の調達・供給 (県農林水産部、農林水産省(農産局長))</p> <p>ア 応急調達</p> <p>(略)</p> <p>災害救助法が発動され、応急用穀物が必要な場合、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の引き渡しに係る要請を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第1.9節 生活必需品供給</p> <p>(略)</p> <p>5. 生活必需品の円滑な提供</p> <p>県及び市町村は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ</u>、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2.1節 住宅応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2. 応急仮設住宅の供与</p> <p>県は、<u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、災害時に地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場</u></p>	<p>②その他修正 組織改編のため 【九州農政局】</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P35)の反映 【地域支え合い支援室 黒田 内線 7641】</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P32)の反映 【住宅課 前田 内線 6245】</p>	<p>205</p> <p>211</p> <p>214</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(2) 賃貸型応急住宅</p> <p>県及び市町村は、<u>大規模災害</u>の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。</p> <p>(1) 建設型応急住宅</p> <p>① 建設型応急住宅の建設</p> <p>県が行う建設型応急住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。</p> <p>また、市町村は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。</p> <p>さらに、将来的な集約や復旧・復興のあり方についても考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>3. 住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>4. 公営住宅の提供</p> <p>(略)</p>	<p><u>合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u></p> <p>(1) 賃貸型応急住宅</p> <p>県及び市町村は、<u>災害</u>の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。</p> <p>(2) 建設型応急住宅</p> <p>① 建設型応急住宅の建設</p> <p>県が行う建設型応急住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。</p> <p>また、市町村は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。</p> <p>さらに、将来的な集約や<u>利活用を含めた</u>復旧・復興のあり方についても考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>3. <u>既存住宅ストック・建設型応急住宅供給体制の把握</u></p> <p>県は、<u>円滑に応急住宅が提供できるよう、建設型応急住宅の供給体制及び民間賃貸住宅や公営住宅の提供体制について、定期的に把握し、災害時に備えるものとする。</u></p> <p>4. 住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>5. 公営住宅の提供</p>	<p>②その他修正 ・「大規模」という限定的な表現を削除 ・関係6団体と協定締結済み【住宅課 前田 内線 6245】</p> <p>②その他の修正 賃貸型が原則であるため、賃貸型と建設型の順を入れ替える 【住宅課 前田 内線 6245】</p> <p>②その他の修正 建設型応急住宅(木造)の利活用を考慮に入れる</p> <p>②その他の修正 項目を追加 【住宅課 前田 内線 6245】</p>	<p>214</p> <p>215</p> <p>215</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>5. 住宅の補修・再建に係る相談窓口の設置 (略)</p> <p>6. 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討 (略)</p> <p>7. 災害救助法に基づく措置 (略)</p> <p>第28節 災害ボランティア連携</p> <p>2. 災害ボランティアセンターに係る体制整備 (略) (新規)</p> <p>(略)</p> <p>第30節 文教対策 (略)</p> <p>5. 教育活動再開への支援 県教育委員会は、教育活動の再開に当たり学校を支援する必要があると判断した場合は、教職員で構成する支援チームを派遣する。 (略)</p> <p>第32節 公共施設応急工事</p> <p>1. 公共土木施設 (略)</p> <p>(2) 道路、橋梁の現況及び危険予測箇所 道路、橋梁の現況並びに危険の予測される区間は、次のとおりである。 ア 本県における道路の現況は、別冊危険箇所編のとおりである。 イ 主要道路の危険な箇所は、別冊危険箇所編のとおりである。 ウ 主要橋梁の危険な箇所は、別冊危険箇所編のとおり</p>	<p>(略)</p> <p>6. 住宅の補修・再建に係る相談窓口の設置 (略)</p> <p>7. 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討 (略)</p> <p>8. 災害救助法に基づく措置 (略)</p> <p>第28節 災害ボランティア連携</p> <p>2. 災害ボランティアセンターに係る体制整備 (略)</p> <p><u>なお、県、熊本市又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、県センター又は被災地センターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>第30節 文教対策 (略)</p> <p>5. 教育活動再開への支援 県教育委員会は、教育活動の再開に向け、被災した市町村教育委員会や学校を支援する必要があると判断した場合は、教職員等で構成する支援チームを派遣する。 (略)</p> <p>第32節 公共施設応急工事</p> <p>1. 公共土木施設 (略) (削除)</p>	<p>②その他修正 掲載場所の変更、文言の修正 【地域支え合い支援室 竹田 内線 7027】</p> <p>②その他修正 本年度から教育庁において、被災市町村の学校再開のための新たなチーム等を設置したため 【教育政策課 林田 内線 6698】 ②その他修正「別冊危険箇所編」が作成されていないため</p>	<p>236</p> <p>246</p> <p>249</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>である。</p> <p>(3) 人員資機材の確保 (略)</p> <p>5. 鉄道施設 (略)</p> <p>(2) 異常気象による要注意箇所は、別冊危険箇所編のとおりである。 (略)</p> <p>第42節 建築物・宅地等応急対策 (略)</p> <p>2. 被災宅地への対応 県及び市町村は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時には、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続等について市町村間における情報共有を図るものとする。 (新規)</p>	<p>(2) 人員資機材の確保 (略)</p> <p>5. 鉄道施設 (略) (削除)</p> <p>(略)</p> <p>第42節 建築物・宅地等応急対策 (略)</p> <p>2. 被災宅地への対応 (1) 県及び市町村は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時には、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続等について市町村間における情報共有を図るものとする。 (2) 市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</p>	<p>【道路保全課 井上 内線 6105】</p> <p>②その他修正「別冊危険箇所編」が作成されていないため 【道路保全課 井上 内線 6105】</p> <p>見出し記号の追加</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P24)の反映</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P38)の反映</p>	<p>252</p> <p>276</p> <p>277</p> <p>279</p>

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(略)</p> <p>3. 対象事業</p> <p>(略)</p> <p>(1) 河川 <u>河川法第3条による施設等</u></p> <p>(2) 海岸 <u>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤 その他海岸を防護する施設</u></p> <p>(3) 砂防設備 <u>砂防法第1条又は同法第3条の規定によっ て同法が準用される砂防のための施設又は 同法第3条の2の規定によって同法が 準用される天然の河岸</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 港湾 <u>港湾法第2条第5項に規定する水域施 設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護 岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨 港交通施設（追記）</u></p>	<p>村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村 の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に 代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当 であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範 囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、 支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>3. 対象事業</p> <p>(略)</p> <p>(1) 河川 <u>河川法が適用され、若しくは準用され る河川若しくはその他の河川又はこれらの ものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、 床止めその他の施設若しくは海岸を保全す るために防護することを必要とする河岸。 ただし、砂防法第3条の2の規定によっ て同法が準用される天然の河岸を除く。</u></p> <p>(2) 海岸 <u>国土を保全するために防護することを 必要とする海岸又はこれに設置する堤 防、護岸、突堤その他海岸を防護するた めの施設</u></p> <p>(3) 砂防設備 <u>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第 3条の規定によって同法が準用される砂 防のための施設又は同法第3条の2の規 定によって同法が準用される天然の河岸</u> (略)</p> <p>(8) 港湾 <u>港湾法第2条第5項に規定する水域施 設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護 岸若しくは港湾の利用及び管理上重要 な臨港交通施設又は同法第5条の3 の2第1項に規定する港湾広域防災施 設</u></p> <p>(略)</p> <p>(10) 下水道 <u>下水道法第2条第3号に規定する公共</u></p>	<p>【道路保全課 井上 内線 6105】</p> <p>②その他修正 現行の公共土木施設災 害復旧事業費国庫負担 法施行令に合わせた修 正 【河川課 飯星 内線 6147】</p>	279

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(略)</p> <p>(10) 下水道 <u>下水道法第2条第3、4、5号に規定する 施設</u></p> <p>(11) 公園 <u>都市公園法施行令第25条各号に掲げる 施設で、都市公園法第2条第1項に規 定する都市公園又は施設で、都市公園法第 2条第1項に規定する都市公園又は社 会資本整備重点計画法施行令第2条第 2号に掲げる公園若しくは緑地でその 設置に要する費用の一部を国が補助す るものに設けられたもの</u></p> <p>(12) 集落排水施設 <u>農業農村整備事業で整備した農業 集落排水施設及び漁港村環境整備 事業で整備した漁業集落排水施設</u></p> <p>第7節 被災者自立支援対策 (略)</p> <p>1. 被災者に対する生活支援等 市町村は、被災者の生活再建に向けて、その見守りや生活 支援、相談対応等の被災者支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>下水道、同条第4号に規定する流域下水 道又は同条第5項に規定する都市下水路</u></p> <p>(11) 公園 <u>都市公園法施行令第31条各号に掲げる施 設で、都市公園法第2条第1項に規定す る都市公園又は社会資本整備重点計 画法施行令第2条第2号に掲げる公園若 しくは緑地でその設置に要する費用の 一部を国が補助するものに設けられた もの</u> (削除)</p> <p>第7節 被災者自立支援対策 (略)</p> <p>1. 被災者に対する生活支援等 市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生 活再建に取り組むことができるよう、その見守りや生活支 援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うととも に、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備 に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>①R3.5 防災基本計画修 正(新旧表 P39)の反映</p>	289

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 本編の性格等</p> <p>2. 南海トラフ地震防災対策推進地域 (略) (新規)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 本編の性格等</p> <p>2. 南海トラフ地震防災対策推進地域 (略) <u>南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ 地震防災対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置 を実施するものとする。</u></p>	<p>①R3.5 防災基本計画修 正(新旧表 P40)の反映</p>	295

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																
<p>第2節 熊本県の特徴と過去の主な地震災害</p> <p>1. 地勢</p> <p>(略)</p> <p>また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯(八代区間)及び日奈久断層帯(日奈久区間)がS*ランク、人吉盆地南縁断層帯がA*ランクと評価されており、特に注意が必要である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>予想地震規模(マグニチュード)</th> <th>相対的評価</th> <th>30年以内に地震が発生する確率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>[出典:長期評価による地震発生確率値の更新について(令和3年1月13日)(地震調査研究推進本部 地震調査委員会)]</p> <p>3. 熊本県の過去の主な地震・津波とその被害</p> <p>(略)</p> <p>その被害は甚大なものであり、死者270人、重軽傷者2,737人、住家被害は全壊8,657棟、半壊34,491棟、被害額は約3.8兆円にのぼる。(平成31年4月12日時点)</p> <p>(略)</p> <p>第3節 被害想定</p> <p>(略)</p> <p>2. 地震・津波被害想定調査の前提条件</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>(※)上表の「別府・万年山断層帯」は、平成29年12月の</p>	活断層名	予想地震規模(マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震が発生する確率	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第2節 熊本県の特徴と過去の主な地震災害</p> <p>1. 地勢</p> <p>(略)</p> <p>また、本県には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、日奈久断層帯(八代海区間)及び日奈久断層帯(日奈久区間)がS*ランク、人吉盆地南縁断層帯がA*ランクと評価されており、特に注意が必要である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>予想地震規模(マグニチュード)</th> <th>相対的評価</th> <th>30年以内に地震が発生する確率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>[出典:長期評価による地震発生確率値の更新について(令和4年1月13日)(地震調査研究推進本部 地震調査委員会)]</p> <p>3. 熊本県の過去の主な地震・津波とその被害</p> <p>(略)</p> <p>その被害は甚大なものであり、死者273人、重軽傷者2,739人、住家被害は全壊8,657棟、半壊34,489棟、被害額は約3.8兆円にのぼる。(令和4年4月13日時点)</p> <p>(略)</p> <p>第3節 被害想定</p> <p>(略)</p> <p>2. 地震・津波被害想定調査の前提条件</p> <p>(略)</p> <p>(※)上表の「布田川・日奈久断層帯」は、平成25年2月の国による区分見直しにより、布田川断層帯と日奈久断層帯に二分し、さらに布田川断層帯を布田川区間・宇土区間・宇土半島北岸区間、日奈久断層帯を高野-白旗区間・日奈久区間・八代海区間に区分。</p> <p>(※)上表の「別府・万年山断層帯」は、平成29年12月の</p>	活断層名	予想地震規模(マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震が発生する確率	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>②その他修正 内閣府(防災)からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 小阪 内線3792】</p> <p>②その他修正 時点修正 【危機管理防災課 川中 内線3415】</p> <p>②その他修正 防災会議直前の最新の内容に時点修正 【危機管理防災課 小阪 内線3792】</p> <p>②その他修正 布田川断層帯・日奈久断層帯の評価(一部改訂)(平成25年2月1日)の記載漏れ 【危機管理防災課</p>	<p>296</p> <p>297</p> <p>301</p> <p>310</p>
活断層名	予想地震規模(マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震が発生する確率																
(略)	(略)	(略)	(略)																
活断層名	予想地震規模(マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震が発生する確率																
(略)	(略)	(略)	(略)																

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>国による区分見直しにより、中央構造線断層帯(豊予海峡・由布院区間)、日出生断層帯、万年山-崩平山断層帯に分割。</p> <p>3. 被害想定結果</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>(※)上表の「別府・万年山断層帯」は、平成29年12月の国による区分見直しにより、中央構造線断層帯(豊予海峡・由布院区間)、日出生断層帯、万年山-崩平山断層帯に分割。</p> <p>第4節 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>(略)</p> <p>本県では、平成8年度から12年度に第1次計画、平成13年度から17年度に第2次計画、平成18年度から22年度に第3次計画、平成23年度から27年度に第4次計画を作成し、地震対策のための施設、設備の整備を実施してきたところである。</p> <p>しかし、新たな施設等の整備の必要性が出てきており、また、前計画の未実施事業もあるため、地震防災対策特別措置法が平成28年3月に改正され、平成32年度末まで延長されたことから、本県においても平成28年度を初年度とする第5次計画を作成し、地震防災に係る施設等の整備を推進するものとする。</p> <p>1. 対象地区 既往地震等を勘案して、県下全域を対象とする。</p> <p>2. 計画年度 第5次計画の期間は、平成28年度から平成32年度までとする。</p> <p>3. 対象施設等 地震防災のために緊急に整備する施設等は、次に掲げる</p>	<p>国による区分見直しにより、中央構造線断層帯(豊予海峡・由布院区間)、日出生断層帯、万年山-崩平山断層帯に分割。</p> <p>3. 被害想定結果</p> <p>(略)</p> <p>(※)上表の「布田川・日奈久断層帯」は、平成25年2月の国による区分見直しにより、布田川断層帯と日奈久断層帯に二分し、さらに布田川断層帯を布田川区間・宇土区間・宇土半島北岸区間、日奈久断層帯を高野-白旗区間・日奈久区間・八代海区間に区分。</p> <p>(※)上表の「別府・万年山断層帯」は、平成29年12月の国による区分見直しにより、中央構造線断層帯(豊予海峡・由布院区間)、日出生断層帯、万年山-崩平山断層帯に分割。</p> <p>第4節 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>(略)</p> <p>本県では、平成8年度から12年度に第1次計画、平成13年度から17年度に第2次計画、平成18年度から22年度に第3次計画、平成23年度から27年度に第4次計画、平成28年度から令和2年度に第5次計画を作成し、地震対策のための施設、設備の整備を実施してきたところである。</p> <p>しかし、新たな施設等の整備の必要性が出てきており、また、前計画の未実施事業もあるため、地震防災対策特別措置法が令和3年3月に改正され、特別措置の期限が令和7年度末まで延長されたことから、本県においても令和3年度を初年度とする第6次計画を作成し、地震防災に係る施設等の整備を推進するものとする。</p> <p>1. 対象地区 既往地震等を勘案して、県下全域を対象とする。</p> <p>2. 計画年度 第6次計画の期間は、令和3年度から令和7年度までとする。</p> <p>3. 対象施設等</p>	<p>川中 内線3415】</p> <p>②その他修正 字句の修正 【气象台】</p> <p>②その他修正 布田川断層帯・日奈久断層帯の評価(一部改訂)(平成25年2月1日)の記載漏れ 【危機管理防災課 川中 内線3415】</p> <p>②その他修正 字句の修正 【气象台】</p> <p>②その他修正 最新の内容に時点修正 【危機管理防災課 矢野 内線3785】</p>	<p>312</p> <p>313</p>

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>施設等のうち主務大臣の定める基準に適合するものとする。</p> <p>(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難路</li> <li>消防用施設</li> <li>緊急輸送路を確保するための必要な道路、交通管制施設</li> <li>社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</li> <li>公立の小若しくは中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</li> </ul> <p>(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設、河川管理施設のうち耐震対策が必要なもの</li> <li>砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で地震防災上、整備が必要なもの</li> <li>防災行政無線設備その他の施設及び設備</li> <li>地震発生時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電施設その他の施設又は設備</li> <li>地震発生時において必要となる非常用食料、救助資機材等の物資の備蓄倉庫</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>地震防災のために緊急に整備する施設等は、次に掲げる施設等のうち主務大臣の定める基準に適合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難地</li> <li>避難路</li> <li>消防用施設</li> <li>緊急輸送路を確保するための必要な道路、交通管制施設</li> <li>社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</li> </ul> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの</li> <li>海岸保全施設、河川管理施設のうち耐震対策が必要なもの</li> <li>砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で地震防災上、整備が必要なもの</li> <li>防災行政無線設備その他の施設及び設備</li> <li>地震発生時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電施設その他の施設又は設備</li> <li>地震発生時において必要となる非常用食料、救助資機材等の物資の備蓄倉庫</li> </ul> <p>(略)</p>		
<p>第2章 災害予防</p> <p>第2節 地震観測施設等整備</p> <p>本節は、気象庁（熊本地方気象台）、<u>独立行政法人防災科学技術研究所</u>及び県が設置した震度計により、地震発生時の迅速かつ正確な地震情報を収集し、防災関係機関の初動体制の早期確立を図るものである。</p> <p>1. 気象庁の観測施設</p>	<p>第2章 災害予防</p> <p>第2節 地震観測施設等整備</p> <p>本節は、気象庁（熊本地方気象台）、<u>国立研究開発法人防災科学技術研究所</u>及び県が設置した震度計により、地震発生時の迅速かつ正確な地震情報を収集し、防災関係機関の初動体制の早期確立を図るものである。</p> <p>1. 気象庁の観測施設</p>	<p>②その他修正 内閣府（防災）からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 小</p>	316

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>気象庁（熊本地方気象台）が設置している観測施設は、県内に12箇所あり、地震発生時においてこれらの施設、県及び独立行政法人防災科学技術研究所の観測施設の観測結果をもとに、<u>気象庁本庁</u>が地震情報を発表し、関係機関に伝達している。</p> <p>(略)</p> <p>2. 防災科学技術研究所の観測施設</p> <p>県内には独立行政法人防災科学技術研究所が整備した22箇所の震度観測施設があり、そのうち21箇所の震度観測施設が気象庁の発表する震度情報に活用されている。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 防災知識普及</p> <p>1. 住民に対する防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>特に、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示（緊急）等の意味・内容の啓発活動等を住民等に対して行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 海岸対策</p> <p>2. 海面監視</p> <p>(1) 海面監視体制の整備</p> <p>地震発生後、近距離を震源とする地震では津波警報等や避難指示（緊急）等の情報伝達が間に合わないことが考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報伝達体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>また、強い揺れを伴わない、いわゆる「津波地震」や「遠地地震」に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示（緊急）等の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。</p>	<p>気象庁（熊本地方気象台）が設置している観測施設は、県内に12箇所あり、地震発生時においてこれらの施設、県及び<u>国立研究開発法人防災科学技術研究所</u>の観測施設の観測結果をもとに、<u>気象庁</u>が地震情報を発表し、関係機関に伝達している。</p> <p>(略)</p> <p>2. 防災科学技術研究所の観測施設</p> <p>県内には<u>国立研究開発法人防災科学技術研究所</u>が整備した22箇所の震度観測施設があり、そのうち21箇所の震度観測施設が気象庁の発表する震度情報に活用されている。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 防災知識普及</p> <p>1. 住民に対する防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>特に、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や<u>避難指示等</u>の意味・内容の啓発活動等を住民等に対して行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 海岸対策</p> <p>2. 海面監視</p> <p>(1) 海面監視体制の整備</p> <p>地震発生後、近距離を震源とする地震では津波警報等や<u>避難指示等</u>の情報伝達が間に合わないことが考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報伝達体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>また、強い揺れを伴わない、いわゆる「津波地震」や「遠地地震」に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や<u>避難指示等</u>の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>阪 内線 3792】</p> <p>②その他修正 内閣府（防災）からの修正についての連絡による反映 字句の修正【気象台】 【危機管理防災課 小 阪 内線 3792】</p> <p>②その他修正 内閣府（防災）からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 小 阪 内線 3792】</p> <p>②その他修正 災対法改正の修正漏れ 【危機管理防災課 川中 内線 3415】</p> <p>②その他修正 災対法改正の修正漏れ 【危機管理防災課 川中 内線 3415】</p> <p>②その他修正 災対法改正の修正漏れ 【危機管理防災課 川中 内線 3415】</p>	316 317 321 323 324

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(略)</p> <p>第13節 避難収容</p> <p>2. 避難誘導の事前措置</p> <p>(1) 指定緊急避難場所等の周知徹底</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(エ) 避難の勧告又は指示の伝達方法 (略)</p> <p>イ 警察は、市町村との連携をもとに、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、その際、津波警報等が<b>発令</b>された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等の確認に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第14節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応</p> <p>南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%（令和2年1月1日現在）とされており、大規模な地震・津波が発生すれば、本県においても、広域な範囲で被害が想定されている。</p> <p>(略)</p> <p>1. 南海トラフ地震に関連する情報 (略)</p> <p>なお、「南海トラフ臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。</p> <p>(略)</p>	<p>第13節 避難収容</p> <p>2. 避難誘導の事前措置</p> <p>(1) 指定緊急避難場所等の周知徹底</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(エ) <b>避難情報</b>の伝達方法 (略)</p> <p>イ 警察は、市町村との連携をもとに、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、その際、津波警報等が<b>発表</b>された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等の確認に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第14節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応</p> <p>南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%（<b>令和4年</b>1月1日現在）とされており、大規模な地震・津波が発生すれば、本県においても、広域な範囲で被害が想定されている。</p> <p>(略)</p> <p>1. 南海トラフ地震に関連する情報 (略)</p> <p>なお、「<b>南海トラフ地震臨時情報</b>」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。</p> <p>(略)</p>	<p>②その他修正 災対法改正の修正漏れ 【危機管理防災課 川中 内線 3415】</p> <p>②その他修正 内閣府（防災）からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】</p> <p>②その他修正 内閣府（防災）からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 川中 内線 3415】</p> <p>②その他修正 内閣府（防災）からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】</p>	<p>336</p> <p>337</p> <p>338</p> <p>338</p>
<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 職員配置（県、市町村） (略)</p>	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 職員配置（県、市町村） (略)</p>		

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>1. 指揮系統 (略)</p> <p>(1) 命令系統</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 知事に事故があった場合は、副知事、<b>知事公室長</b>の順位で指揮を執るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2. 組織の確立</p> <p>(1) 職員の配置 (略)</p> <p>イ 第1警戒体制</p> <p>県内で震度4の地震が発生した場合又は津波注意報が発表された場合は、次のような体制をとるものとする。</p> <p>(ア) 地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員<b>3人</b>による警戒体制をとるものとする。危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。</p> <p>なお、各地域振興局（総務）振興課及び熊本土木事務所においては、それぞれの地域条件等を考慮して、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。</p> <p>(イ) 初期期における道路情報及びダム、海岸保全施設、感潮区域に係る堤防及び<b>砂防施設</b>等施設の状況の把握は極めて重要であるので、道路保全課、道路整備課、河川課及び砂防課職員並びに関係地域振興局土木部、熊本土木事務所及びダム管理所職員による調査体制を整備し、県管理道路及び河川関係施設の緊急調査を行い、<b>地震情報</b>を収集するものとする。</p> <p>(津波注意報のみ発表された場合は除く。)</p> <p>(略)</p> <p>(参考) 職員の参集基準</p>	<p>1. 指揮系統 (略)</p> <p>(1) 命令系統</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 知事に事故があった場合は、副知事、<b>総務部長、企画振興部長</b>の順位で指揮を執るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2. 組織の確立</p> <p>(1) 職員の配置 (略)</p> <p>イ 第1警戒体制</p> <p>県内で震度4の地震が発生した場合又は津波注意報が発表された場合は、次のような体制をとるものとする。</p> <p>(ア) 地震津波情報の伝達及び被害情報の収集を行うため、危機管理防災課・消防保安課職員<b>3名</b>による警戒体制をとるものとする。危機管理防災課・消防保安課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。</p> <p>なお、各地域振興局（総務）振興課及び熊本土木事務所においては、それぞれの地域条件等を考慮して、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。</p> <p>(イ) 初期期における道路情報及びダム、海岸保全施設、感潮区域に係る堤防等施設の状況の把握は極めて重要であるので、<b>農地整備課、道路保全課、道路整備課、河川課職員並びに関係広域本部農林（水産）部、関係地域振興局農林部、関係広域本部・地域振興局土木部及びダム管理所職員</b>による調査体制を整備し、県管理道路及び河川関係施設の緊急調査を行い、<b>被害情報</b>を収集するものとする。</p> <p>(津波注意報のみ発表された場合は除く。)</p> <p>(略)</p> <p>(参考) 職員の参集基準</p>	<p>②その他修正 共通対策編との調整（業務継続計画、熊本県知事の職務代理者に関する規則による）【危機管理防災課 小阪 内線 3792】</p> <p>②その他修正 共通対策編との調整 【危機管理防災課 小阪（内線 3792）】</p> <p>②その他修正 共通対策編との調整 【農地整備課 福島内線 5473】 【危機管理防災課 小阪（内線 3792）】</p> <p>②その他修正 共通対策編との調整 【砂防課 日野】</p> <p>②その他修正</p>	<p>341</p> <p>342</p> <p>342</p>

第2編 地震・津波対策編

修正前				修正後				修正理由等	P												
警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法	警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第2警戒体制時における河川課と水防本部(設置されている場合に限る)は、河川水位の情報収集など類似の業務を行うことになるため、配置体制の効率化を図るもの 【河川課 黒木 内線 6147】	344												
第2警戒体制(災害警戒本部)[自動設置]	5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表	(略)	※人員は、各課最低2人以上とし、必要に応じ各部により増員するものとする。(追記) (略)	第2警戒体制(災害警戒本部)[自動設置]	5弱 又は 5強 ・ 津波警報の発表	(略)	※人員は、各課最低2人以上とし、必要に応じ各部により増員するものとする。 <u>なお、水防本部が設置されている場合、河川課の配置要員は、水防本部の配置要員と兼務することができるものとする。</u> (略)														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	②その他修正	345												
第2節 地震・津波情報伝達 2. 大津波警報・津波警報・注意報 (略)				第2節 地震・津波情報伝達 2. 大津波警報・津波警報・ <u>津波注意報</u> (略)				内閣府(防災)からの修正についての連絡による反映【危機管理防災課 小阪 内線 3792】													
3. 地震・津波情報の種類等 (1) 地震及び津波に関する情報 (略)				3. 地震・津波情報の種類等 (1) 地震及び津波に関する情報 (略)				②その他修正	350												
ア 地震に関する情報				ア 地震に関する情報				内閣府(防災)からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの<u>発現時刻</u>を速報。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>				地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの <u>発現時刻</u> を速報。 (略)	②その他修正	351
地震情報の種類	発表基準	内 容																			
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。 (略)																			
地震情報の種類	発表基準	内 容																			
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの <u>発現時刻</u> を速報。 (略)																			
ウ 津波に関する情報 津波情報の種類と発表内容				ウ 津波に関する情報 津波情報の種類と発表内容				内閣府(防災)からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>津波情報</th> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				津波情報	情報の種類	発表内容	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>津波情報</th> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				津波情報	情報の種類	発表内容	(略)	(略)	(略)	②その他修正	352
津波情報	情報の種類	発表内容																			
(略)	(略)	(略)																			
津波情報	情報の種類	発表内容																			
(略)	(略)	(略)																			
沿岸で観測された津波の最大波の発表内容				沿岸で観測された津波の最大波の発表内容				内閣府(防災)からの修正についての連絡による													

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後			修正理由等	P																	
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	る反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】 ②その他修正	352																	
津波注意報	(すべての数値で発表)	(略)	津波注意報	<u>(すべての場合)</u>	(略)																			
沖合で観測された津波の最大波			沖合で観測された津波の最大波			内閣府(防災)からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】	373																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての数値で発表)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	(略)		(略)	(略)	津波注意報	(すべての数値で発表)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td><u>(すべての場合)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	(略)	(略)	(略)	津波注意報	<u>(すべての場合)</u>	(略)
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																						
(略)	(略)	(略)																						
津波注意報	(すべての数値で発表)	(略)																						
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																						
(略)	(略)	(略)																						
津波注意報	<u>(すべての場合)</u>	(略)																						
第7節 ガス施設応急対策 (略)			第7節 ガス施設応急対策 (略)			内閣府(防災)からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】	378																	
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第2非常体制</td> <td>事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合</td> </tr> <tr> <td>第3非常体制</td> <td>事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合</td> </tr> <tr> <td>総合非常体制</td> <td>事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により広域・大規模な災害が発生した場合</td> </tr> </tbody> </table>			第2非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合	第3非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合		総合非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により広域・大規模な災害が発生した場合	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第2非常体制</td> <td>事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生又は大津波等の警報が<u>発表</u>され、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合</td> </tr> <tr> <td>第3非常体制</td> <td>事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が<u>発表</u>され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合</td> </tr> <tr> <td>総合非常体制</td> <td>事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が<u>発表</u>され、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により広域・大規模な災害が発生した場合</td> </tr> </tbody> </table>			第2非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生又は大津波等の警報が <u>発表</u> され、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合	第3非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が <u>発表</u> され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合	総合非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が <u>発表</u> され、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により広域・大規模な災害が発生した場合	②その他修正					
第2非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合																							
第3非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合																							
総合非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が発表され、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により広域・大規模な災害が発生した場合																							
第2非常体制	事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生又は大津波等の警報が <u>発表</u> され、漏洩又は供給支障等の災害が発生。ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合																							
第3非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が <u>発表</u> され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合																							
総合非常体制	事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生又は大津波等の警報が <u>発表</u> され、広範囲に被害が発生。ガス施設の損壊等により広域・大規模な災害が発生した場合																							
第8節 鉄道施設応急対策 (略)			第8節 鉄道施設応急対策 (略)			社内規定変更のため 【九州旅客鉄道株】	380																	
6. 応急措置(案内広報等) 災害発生時において、列車の運転に支障が認められるときは、直ちに列車の緊急停止手配を行うものとする。 駅設置の地震計が8.0ガル以上の時、列車無線等により全列車の停止措置をとるものとする。 (略)			6. 応急措置(案内広報等) 災害発生時において、列車の運転に支障が認められるときは、直ちに列車の緊急停止手配を行うものとする。 駅設置の地震計が <u>計測震度4.5</u> 以上の時、列車無線等により全列車の停止措置をとるものとする。 (略)			②その他修正																		
第9節 ダム等管理計画 (略)			第9節 ダム等管理計画 (略)			通達の更新及び文言の	380																	
2. 地震後の臨時点検及び報告 平成24年4月1日国水流第4号国土交通省河川環境課長			2. 地震後の臨時点検及び報告 <u>令和3年3月31日</u> 国水流第38号国土交通省河川環境課長																					

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>通達に基づき、対象施設の管理者は、次のいずれかに該当する地震が発生した場合には、ダム等施設及び貯水池周辺について外観点検、計測による点検等の臨時点検を行い、結果を報告するものとする。</p> <p>(1) ダムの基礎岩盤あるいは堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal以上である地震</p> <p>(略)</p> <p>4. 関係機関への連絡</p> <p>2. の(1)(2)に掲げる地震が観測された場合には、各ダム操作規則、管理規定等に定められた関係機関に連絡するとともに、関係省庁に連絡するものとする。</p>	<p>通達に基づき、対象施設の管理者は、次のいずれかに該当する地震が発生した場合には、ダム等施設及び貯水池周辺について外観点検、計測による点検等の臨時点検を行い、結果を報告するものとする。</p> <p>(1) ダムの基礎<b>地盤</b>あるいは堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal以上である地震</p> <p>(略)</p> <p>4. 関係機関への連絡</p> <p>2. の(1)(2)に掲げる地震が観測された場合には、各ダム操作規則、管理規<b>程</b>等に定められた関係機関に連絡するとともに、関係省庁に連絡するものとする。</p>	<p>修正</p> <p>【河川課 沼地 内線 6139】</p> <p>②その他修正</p> <p>通達の更新及び文言の修正</p> <p>【河川課 沼地 内線 6139】</p>	380

第3編 風水害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第2節 災害危険地域指定</p> <p>(略)</p> <p>4. 危険区域の巡視等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地すべり関係(県農林水産部、県土木部)</p> <p>本県の地すべり防止区域は、天草市新和町大多尾外 87 地区が砂防地すべりとして、熊本市西区松尾町要江外 9 地域が山地地すべりとして、上益城郡御船町長生地区外 16 地区</p>	<p>第2節 災害危険地域指定</p> <p>(略)</p> <p>4. 危険区域の巡視等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地すべり関係(県農林水産部、県土木部)</p> <p>本県の地すべり防止区域は、天草市新和町大多尾外 90 地区が砂防地すべりとして、熊本市西区松尾町要江外 9 地域が山地地すべりとして、上益城郡御船町長生地区外 16 地区</p>	<p>②その他修正</p> <p>指定区域の追加による</p> <p>【砂防課 渡邊 内線</p>	388

第3編 風水害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(676.88ha) が、農地地すべりとして、それぞれ「地すべり等防止法」に基づき指定されている。この地すべり防止区域については、「地すべり等防止法」に基づき管理し、行為規制については、同法及び同法施行令によっている。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 水防計画</p> <p>1. 目的</p> <p>水防法(昭和24年法律第193号)の趣旨に基づき、熊本県における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定することにより、県内の洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p> <p>なお、熊本県水防協議会において熊本県水防計画を別途作成し、毎年見直しを行っている。</p> <p>2. 水防組織</p> <p>(1) 水防本部</p> <p>土木部内に水防本部を置き、その組織は下図のとおりとする。</p> <p>(2) 水防区本部</p> <p>ア 水防区は地域振興局(熊本土木事務所)管内毎とし、その地域振興局(熊本土木事務所)内に水防区本部を置く。</p> <p>イ 水防区本部長に地域振興局長(熊本土木事務所長)、水防区副本部長に地域振興局土木部長(熊本土木事務所次長)をあてる。</p> <p>(追記)</p> <p>ウ 水防区本部に、庶務班、情報班、企画班、予備班等を置く。</p> <p>エ 各水防区毎に、毎年1回以上水防連絡会を開催する。</p>	<p>(676.88ha) が、農地地すべりとして、それぞれ「地すべり等防止法」に基づき指定されている。この地すべり防止区域については、「地すべり等防止法」に基づき管理し、行為規制については、同法及び同法施行令によっている。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 水防計画</p> <p>1. 目的</p> <p>水防法(昭和24年法律第193号) <b>第7条第1項の規定</b>に基づき、熊本県における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定し、<b>洪水</b>、雨水出水、<b>高潮又は津波による</b>水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</p> <p>なお、熊本県水防協議会において熊本県水防計画を別途作成し、毎年見直しを行っている。</p> <p>2. 水防組織</p> <p>(1) 水防本部</p> <p><b>県本庁</b>内に水防本部を置き、その組織は下図のとおりとする。</p> <p>(2) 水防区本部</p> <p>ア 水防区は<b>各</b>地域振興局(熊本土木事務所)管内とし、その地域振興局(熊本土木事務所)内に水防区本部を置く。</p> <p>イ 水防区本部長に地域振興局長(<b>県央広域本部土木部長</b>)、水防区副本部長に地域振興局土木部長(<b>県央広域本部土木部副部長</b>)を充てる。</p> <p><b>なお、水防区本部の水防待機については、熊本県地域防災計画及び熊本県水防計画、熊本県水防待機等実施基準・実施要領等に基づき、水防区本部の水防待機実施要領等を定め、水防活動の万全を図るものとする。</b></p> <p>(削除)</p> <p>エ 各水防区において、毎年、<b>梅雨期前</b>に水防連絡会を開催する。</p>	<p>6265】</p> <p>②その他修正</p> <p>現在の熊本県水防計画の内容に合わせた修正</p> <p>【河川課 黒木 内線 6147】</p>	389





第5編 海上災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>(1) 熊本海上保安部の措置</p> <p>ア 応急対策</p> <p>(オ) 災害状況の<u>把握</u>及び情報の収集等 (略)</p> <p>(2) 熊本県の措置</p> <p>ア 組織の確立</p> <p>(イ) 災害警戒本部 (略)</p> <p>なお、関係課は、熊本県災害警戒本部規程第4条第4項に定める各課のほか、環境保全課、<u>廃棄物対策課</u>、農地整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、港湾課、医療政策課とする。 (略)</p> <p>オ 住民・油回収作業従事者等の健康対策</p> <p>被災地の住民・油回収作業従事者等の健康対策については、<u>保健婦</u>、<u>看護婦</u>等による健康相談 チームの編成や救護所の設置等を通じて市町村が実施するものとするが、県が必要と認めた場合 又は市町村の要請があった場合には県が支援を行うものとする。 (略)</p> <p>(4) 沿岸市町村の措置</p> <p>エ 沿岸住民に対する<u>避難の勧告及び指示</u></p>	<p>(1) 熊本海上保安部の措置</p> <p>ア 応急対策</p> <p>(オ) 災害状況の<u>把握</u>及び情報の収集等 (略)</p> <p>(2) 熊本県の措置</p> <p>ア 組織の確立</p> <p>(イ) 災害警戒本部 (略)</p> <p>なお、関係課は、熊本県災害警戒本部規程第4条第4項に定める各課のほか、環境保全課、<u>循環社会推進課</u>、農地整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、港湾課、医療政策課とする。 (略)</p> <p>オ 住民・油回収作業従事者等の健康対策</p> <p>被災地の住民・油回収作業従事者等の健康対策については、<u>保健師</u>、<u>看護師</u>等による健康相談 チームの編成や救護所の設置等を通じて市町村が実施するものとするが、県が必要と認めた場合 又は市町村の要請があった場合には県が支援を行うものとする。 (略)</p> <p>(4) 沿岸市町村の措置</p> <p>エ 沿岸住民に対する<u>避難指示</u></p>	<p>②その他修正 誤字の修正 【危機管理防災課 川中 内線 3415】</p> <p>②その他修正 組織改編に伴う修正 【危機管理防災課 川中 内線 3415】</p> <p>②その他修正 誤字の修正 【危機管理防災課 川中 内線 3415】</p> <p>②その他修正 災対法改正の修正漏れ 【危機管理防災課 川中 内線 3415】</p>	<p>409</p> <p>411</p> <p>412</p> <p>413</p>

第6編 航空機災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第1節 航空機災害応急対策</p> <p>1. 各関係機関の措置</p> <p>(1) 情報の通信連絡及び広報</p> <p>(イ) 空港内で災害が発生した場合 <u>(追記)</u></p> <p>(2) 広報 (略)</p> <p>ウ <u>避難の指示、勧告及び避難先の指示</u></p> <p>(3) 消防活動及び警戒区域の設定 (略)</p> <p>○協定の名称「熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」</p>	<p>第1節 災害予防</p> <p>1. 各関係機関の措置</p> <p>(1) 情報の通信連絡及び広報</p> <p>(イ) 空港内で災害が発生した場合 <u>(天草空港)</u></p> <p>(2) 広報 (略)</p> <p>ウ <u>避難の指示及び避難先の周知</u></p> <p>(3) 消防活動及び警戒区域の設定 (略)</p> <p>○協定の名称「熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」</p>	<p>②その他修正 記入漏れの追記 【熊本国際空港㈱】</p> <p>②その他修正 災対法改正の修正漏れ 【危機管理防災課 川中 内線 3415】</p> <p>②その他修正 記入漏れの追記 【熊本国際空港㈱】</p>	<p>422</p>

第6編 航空機災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本空港警備(株)</li> <li>・センコー</li> <li>・(一財)航空保安協会熊本第二事務所</li> <li>・西鉄エアサービス(株)</li> <li>・ANAアビシテンスアーク(株)</li> <li>・(株)エスエーエス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本空港警備(株)</li> <li>・センコー</li> <li>・(一財)航空保安協会熊本第二事務所</li> <li>・西鉄エアサービス(株)</li> <li>・ANAアビシテンスアーク(株)</li> <li>・(株)エスエーエス</li> </ul>		

第7編 特殊災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第2章 防災関係機関及び企業等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	第2章 防災関係機関及び企業等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)		
第1節 防災関係機関 (略)	第1節 防災関係機関 (略)	②その他修正 災対法改正の修正漏れ 【危機管理防災課 川中 内線 3415】	427
(3) 市町及び消防本部 ウ 避難の勧告、指示、誘導 (略)	(3) 市町及び消防本部 ウ <u>避難の指示</u> 、誘導 (略)		
第5章 災害応急対策	第5章 災害応急対策		

第7編 特殊災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第3節 陸上災害の場合の各種応急措置 (略)	第3節 陸上災害の場合の各種応急措置 (略)		
4. 避難 (略)	4. 避難 (略)	②その他修正 災対法改正の修正漏れ 【危機管理防災課 川中 内線 3415】	442
(2) 地元市町及び地元消防機関の措置 ① 被害が住居地域におよぶ危険が生ずる等災害の状況により住民等に避難の必要が生じたときは、対象区域、避難先、避難経路等について相互に連携し、決定のうえ、 <u>避難の指示、勧告</u> を行う。 なお、 <u>避難の指示、勧告</u> を行ったときは、地元警察署及び県に連絡するものとする。 (略)	(2) 地元市町及び地元消防機関の措置 ① 被害が住居地域におよぶ危険が生ずる等災害の状況により住民等に避難の必要が生じたときは、対象区域、避難先、避難経路等について相互に連携し、決定のうえ、 <u>避難の指示</u> を行う。 なお、 <u>避難の指示</u> を行ったときは、地元警察署及び県に連絡するものとする。 (略)		
7. 広報 (略)	7. 広報 (略)	②その他修正 災対法改正の修正漏れ 【危機管理防災課 川中 内線 3415】	444
(2) 地元市町及び地元消防機関の措置 ① 避難の <u>勧告</u> 、避難所の開設等の状況を広報する。 (略)	(2) 地元市町及び地元消防機関の措置 ① 避難の <u>指示</u> 、避難所の開設等の状況を広報する。 (略)		
10. 陸上自衛隊の部隊派遣措置 (略)	10. 陸上自衛隊の部隊派遣措置 (略)	②その他修正 災対法改正の修正漏れ 【危機管理防災課 川中 内線 3415】	445
(2) 活動内容 ② 住民等避難の援助 <u>避難の指示、勧告</u> 等が出され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、誘導輸送等を行い住民等の避難を援助する。	(2) 活動内容 ② 住民等避難の援助 <u>避難指示等</u> が出され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、誘導輸送等を行い住民等の避難を援助する。		

第8編 原子力災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第2章 防災活動体制 第1節 対策本部等の体制 (略)	第2章 防災活動体制 第1節 対策本部等の体制 (略)	②その他修正 内閣府（防災）からの修正についての連絡によ	451
なお、県、市町村及び関係機関の業務は、共通対策編及び地震・津波災害対策編の計画における事務又は業務に加え、 <u>原子力防災</u> に関して、特に別表2に規定する事務・業務とす	なお、県、市町村及び関係機関の業務は、共通対策編及び地震・津波災害対策編の計画における事務又は業務に加え、 <u>原子力災害対策</u> に関して、特に別表2に規定する事務・業務とす		

第8編 原子力災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																																				
<p>る。</p> <p>(別表1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>設置基準</th> <th>体制の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき</td> <td>気象に関する警報が発令された場合の警戒体制(状況に応じて、体制の強化を行う。)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>本県内で、この計画等に基づく原子力災害対策を実施する必要があるとき</td> <td>一般災害に関する災害対策本部体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等</td> <td>1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力防災対策への協力 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 災害予防 第5節 健康相談及び医療体制の整備 県及び市町村は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査(スクリーニング)、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等の実施体制を整備する。 県は、スクリーニングや安定ヨウ素剤投与等の実施体制の整備が図られるよう、県内の医療機関等と連携して、医療従事者に対する研修等の実施(国等が実施する医療従事者を対象とした研修会等への参加を含む)に努める。 (略)</p> <p>第4章 災害応急対策</p>	体制区分	設置基準	体制の内容	警戒体制	①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	気象に関する警報が発令された場合の警戒体制(状況に応じて、体制の強化を行う。)	(略)			災害対策本部体制	本県内で、この計画等に基づく原子力災害対策を実施する必要があるとき	一般災害に関する災害対策本部体制	機関名	事務又は業務	(略)		農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力防災対策への協力 (略)	<p>する。</p> <p>(別表1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>設置基準</th> <th>体制の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき</td> <td>気象に関する警報が<del>発令</del>された場合の警戒体制(状況に応じて、体制の強化を行う。)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>本県内で、この計画等に基づく<del>原子力災害対策</del>を実施する必要があるとき</td> <td>一般災害に関する災害対策本部体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等</td> <td>1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力<del>防災</del>対策への協力 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 災害予防 第5節 健康相談及び医療体制の整備 県及び市町村は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査(スクリーニング)、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤<del>服用</del>(配布)及び健康相談等の実施体制を整備する。 県は、スクリーニングや安定ヨウ素剤<del>服用</del>(配布)等の実施体制の整備が図られるよう、県内の医療機関等と連携して、医療従事者に対する研修等の実施(国等が実施する医療従事者を対象とした研修会等への参加を含む)に努める。 (略)</p> <p>第4章 災害応急対策</p>	体制区分	設置基準	体制の内容	警戒体制	①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	気象に関する警報が <del>発令</del> された場合の警戒体制(状況に応じて、体制の強化を行う。)	(略)			災害対策本部体制	本県内で、この計画等に基づく <del>原子力災害対策</del> を実施する必要があるとき	一般災害に関する災害対策本部体制	機関名	事務又は業務	(略)		農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力 <del>防災</del> 対策への協力 (略)	<p>る反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】</p> <p>②その他修正 語句の統一 【九州電力】</p>	452
体制区分	設置基準	体制の内容																																					
警戒体制	①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	気象に関する警報が発令された場合の警戒体制(状況に応じて、体制の強化を行う。)																																					
(略)																																							
災害対策本部体制	本県内で、この計画等に基づく原子力災害対策を実施する必要があるとき	一般災害に関する災害対策本部体制																																					
機関名	事務又は業務																																						
(略)																																							
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力防災対策への協力 (略)																																						
体制区分	設置基準	体制の内容																																					
警戒体制	①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	気象に関する警報が <del>発令</del> された場合の警戒体制(状況に応じて、体制の強化を行う。)																																					
(略)																																							
災害対策本部体制	本県内で、この計画等に基づく <del>原子力災害対策</del> を実施する必要があるとき	一般災害に関する災害対策本部体制																																					
機関名	事務又は業務																																						
(略)																																							
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力 <del>防災</del> 対策への協力 (略)																																						
<p>る。</p> <p>(別表1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>設置基準</th> <th>体制の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき</td> <td>気象に関する警報が<del>発令</del>された場合の警戒体制(状況に応じて、体制の強化を行う。)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>本県内で、この計画等に基づく原子力災害対策を実施する必要があるとき</td> <td>一般災害に関する災害対策本部体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等</td> <td>1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力<del>防災</del>対策への協力 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 災害予防 第5節 健康相談及び医療体制の整備 県及び市町村は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査(スクリーニング)、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤<del>服用</del>(配布)及び健康相談等の実施体制を整備する。 県は、スクリーニングや安定ヨウ素剤<del>服用</del>(配布)等の実施体制の整備が図られるよう、県内の医療機関等と連携して、医療従事者に対する研修等の実施(国等が実施する医療従事者を対象とした研修会等への参加を含む)に努める。 (略)</p> <p>第4章 災害応急対策</p>	体制区分	設置基準	体制の内容	警戒体制	①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	気象に関する警報が <del>発令</del> された場合の警戒体制(状況に応じて、体制の強化を行う。)	(略)			災害対策本部体制	本県内で、この計画等に基づく原子力災害対策を実施する必要があるとき	一般災害に関する災害対策本部体制	機関名	事務又は業務	(略)		農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力 <del>防災</del> 対策への協力 (略)	<p>る反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】</p> <p>②その他修正 内閣府(防災)からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】</p>	454																			
体制区分	設置基準	体制の内容																																					
警戒体制	①発電事業者又は所在県から異常事態の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	気象に関する警報が <del>発令</del> された場合の警戒体制(状況に応じて、体制の強化を行う。)																																					
(略)																																							
災害対策本部体制	本県内で、この計画等に基づく原子力災害対策を実施する必要があるとき	一般災害に関する災害対策本部体制																																					
機関名	事務又は業務																																						
(略)																																							
農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等	1 農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力 <del>防災</del> 対策への協力 (略)																																						

第8編 原子力災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<p>第1節 組織体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>③災害対策本部体制</p> <p>i 本県内で、本編等に基づく原子力<del>防災</del>対策を実施する必要があるとき</p> <p>(略)</p> <p>第4節 住民避難等の防護活動</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>第6節 健康相談及び医療の実施 県及び市町村は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査(スクリーニング)、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等を実施する。 (略)</p> <p>第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等 県は、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限や出荷制限等、必要な措置を行う。</p>	<p>第1節 組織体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>③災害対策本部体制</p> <p>i 本県内で、本編等に基づく原子力<del>防災</del>対策を実施する必要があるとき</p> <p>(略)</p> <p>第4節 住民避難等の防護活動</p> <p>(略)</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 健康相談及び医療の実施 県及び市町村は、必要に応じて、県内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査(スクリーニング)、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤<del>服用</del>(配布)及び健康相談等を実施する。 (略)</p> <p>第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等 県は、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限及び出荷制限等、必要な措置を行う。</p>	<p>②その他修正 内閣府(防災)からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P79)の反映 【危機管理防災課 小林 内線 3794】</p> <p>②その他修正 内閣府(防災)からの修正についての連絡による反映 【危機管理防災課 小阪 内線 3792】</p> <p>①R3.5 防災基本計画修正(新旧表 P81)の反映</p>	455 457 457 457

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（令和4年5月）

頁	旧	新	修正理由
P1	第1章 総則 第3節 八代地区特別防災区域の概況 2 区域内の事業所及び規模 当該区域には、現在法第2条に規定する特定事業所3社及びその他の事業所10社が存在しており、石油関連事業所と高圧ガス関連事業所である。	第1章 総則 第3節 八代地区特別防災区域の概況 2 区域内の事業所及び規模 当該区域には、現在法第2条に規定する特定事業所3社及びその他の事業所9社が存在しており、石油関連事業所と高圧ガス関連事業所である。	時点修正
P3	第4節 災害の想定 1 調査内容 (2) 対象施設 ア 危険物タンク 38施設 イ ガスタンク 3施設 ウ 海上入出荷施設 6施設	第4節 災害の想定 1 調査内容 (2) 対象施設 ア 危険物タンク <u>50</u> 施設 イ ガスタンク 3施設 ウ 海上入出荷施設 <u>4</u> 施設	時点修正

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（令和4年5月）

頁	旧	新	修正理由																																																																																																																																																																																														
P21	第2章 防災体制の確立 第1節 組織の整備 5 防災関係機関の防災対策 (2) 八代市、八代市消防団 ②八代市消防団 H31.1.1現在 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指揮者</th> <th>校区名</th> <th>分団名</th> <th>実数</th> <th>消防担当区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">副隊長・ 指揮員</td> <td rowspan="3">代橋</td> <td>第1</td> <td>54</td> <td rowspan="114" style="text-align: center;">※省略</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">副隊長・ 指揮員</td> <td rowspan="6">太田郷</td> <td>第4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>第6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第22</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>第23</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">副隊長・ 指揮員</td> <td rowspan="3">宮地</td> <td>第24</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第25</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>第26</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">副隊長・ 指揮員</td> <td rowspan="6">松高</td> <td>第9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第10</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>第11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第12</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>第13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第19</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副隊長・ 指揮員</td> <td rowspan="4">八千代</td> <td>第20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第27</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>第7</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>第8</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副隊長・ 指揮員</td> <td rowspan="4">高田</td> <td>第14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第15</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>第16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第17</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副隊長・ 指揮員</td> <td rowspan="4">金剛</td> <td>第18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第24</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第25</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>第26</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副隊長・ 指揮員</td> <td rowspan="4">日奈久</td> <td>第28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第29</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>第30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全校区 本部</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>31</td> <td>1114</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指揮者	校区名	分団名	実数	消防担当区域	副隊長・ 指揮員	代橋	第1	54	※省略	第2		第3	17	副隊長・ 指揮員	太田郷	第4		第5	136	第6		第21		第22	35	第23		副隊長・ 指揮員	宮地	第24		第25	15	第26	107	副隊長・ 指揮員	松高	第9		第10	89	第11		第12	74	第13		第19	118	副隊長・ 指揮員	八千代	第20		第27	49	第7	45	第8	28	副隊長・ 指揮員	高田	第14		第15	61	第16		第17	133	副隊長・ 指揮員	金剛	第18		第24		第25	57	第26		副隊長・ 指揮員	日奈久	第28		第29	70	第30		全校区 本部	26	計		31	1114		第2章 防災体制の確立 第1節 組織の整備 5 防災関係機関の防災対策 (2) 八代市、八代市消防団 ②八代市消防団 R3.4.1現在 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指揮者</th> <th>校区名</th> <th>分団名</th> <th>実数</th> <th>消防担当区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">副隊長・ 指揮員</td> <td rowspan="3">代橋</td> <td>第1</td> <td><u>58</u></td> <td rowspan="114" style="text-align: center;">※省略</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td><u>15</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">副隊長・ 指揮員</td> <td rowspan="6">太田郷</td> <td>第4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td><u>128</u></td> </tr> <tr> <td>第6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第22</td> <td><u>28</u></td> </tr> <tr> <td>第23</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">副隊長・ 指揮員</td> <td rowspan="3">宮地</td> <td>第24</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第25</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>第26</td> <td><u>106</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">副隊長・ 指揮員</td> <td rowspan="6">松高</td> <td>第9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第10</td> <td><u>91</u></td> </tr> <tr> <td>第11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第12</td> <td><u>72</u></td> </tr> <tr> <td>第13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第19</td> <td><u>113</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副隊長・ 指揮員</td> <td rowspan="4">八千代</td> <td>第20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第27</td> <td><u>43</u></td> </tr> <tr> <td>第7</td> <td><u>42</u></td> </tr> <tr> <td>第8</td> <td><u>26</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副隊長・ 指揮員</td> <td rowspan="4">高田</td> <td>第14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第15</td> <td><u>57</u></td> </tr> <tr> <td>第16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第17</td> <td><u>122</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副隊長・ 指揮員</td> <td rowspan="4">金剛</td> <td>第18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第24</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第25</td> <td><u>58</u></td> </tr> <tr> <td>第26</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">副隊長・ 指揮員</td> <td rowspan="4">日奈久</td> <td>第28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第29</td> <td><u>59</u></td> </tr> <tr> <td>第30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全校区 本部</td> <td><u>24</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>31</td> <td><u>1057</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指揮者	校区名	分団名	実数	消防担当区域	副隊長・ 指揮員	代橋	第1	<u>58</u>	※省略	第2		第3	<u>15</u>	副隊長・ 指揮員	太田郷	第4		第5	<u>128</u>	第6		第21		第22	<u>28</u>	第23	15	副隊長・ 指揮員	宮地	第24		第25	15	第26	<u>106</u>	副隊長・ 指揮員	松高	第9		第10	<u>91</u>	第11		第12	<u>72</u>	第13		第19	<u>113</u>	副隊長・ 指揮員	八千代	第20		第27	<u>43</u>	第7	<u>42</u>	第8	<u>26</u>	副隊長・ 指揮員	高田	第14		第15	<u>57</u>	第16		第17	<u>122</u>	副隊長・ 指揮員	金剛	第18		第24		第25	<u>58</u>	第26		副隊長・ 指揮員	日奈久	第28		第29	<u>59</u>	第30		全校区 本部	<u>24</u>	計		31	<u>1057</u>		時点修正
指揮者	校区名	分団名	実数	消防担当区域																																																																																																																																																																																													
副隊長・ 指揮員	代橋	第1	54	※省略																																																																																																																																																																																													
		第2																																																																																																																																																																																															
		第3	17																																																																																																																																																																																														
副隊長・ 指揮員	太田郷	第4																																																																																																																																																																																															
		第5	136																																																																																																																																																																																														
		第6																																																																																																																																																																																															
		第21																																																																																																																																																																																															
		第22	35																																																																																																																																																																																														
		第23																																																																																																																																																																																															
副隊長・ 指揮員	宮地	第24																																																																																																																																																																																															
		第25	15																																																																																																																																																																																														
		第26	107																																																																																																																																																																																														
副隊長・ 指揮員	松高	第9																																																																																																																																																																																															
		第10	89																																																																																																																																																																																														
		第11																																																																																																																																																																																															
		第12	74																																																																																																																																																																																														
		第13																																																																																																																																																																																															
		第19	118																																																																																																																																																																																														
副隊長・ 指揮員	八千代	第20																																																																																																																																																																																															
		第27	49																																																																																																																																																																																														
		第7	45																																																																																																																																																																																														
		第8	28																																																																																																																																																																																														
副隊長・ 指揮員	高田	第14																																																																																																																																																																																															
		第15	61																																																																																																																																																																																														
		第16																																																																																																																																																																																															
		第17	133																																																																																																																																																																																														
副隊長・ 指揮員	金剛	第18																																																																																																																																																																																															
		第24																																																																																																																																																																																															
		第25	57																																																																																																																																																																																														
		第26																																																																																																																																																																																															
副隊長・ 指揮員	日奈久	第28																																																																																																																																																																																															
		第29	70																																																																																																																																																																																														
		第30																																																																																																																																																																																															
		全校区 本部	26																																																																																																																																																																																														
計		31	1114																																																																																																																																																																																														
指揮者	校区名	分団名	実数		消防担当区域																																																																																																																																																																																												
副隊長・ 指揮員	代橋	第1	<u>58</u>		※省略																																																																																																																																																																																												
		第2																																																																																																																																																																																															
		第3	<u>15</u>																																																																																																																																																																																														
副隊長・ 指揮員	太田郷	第4																																																																																																																																																																																															
		第5	<u>128</u>																																																																																																																																																																																														
		第6																																																																																																																																																																																															
		第21																																																																																																																																																																																															
		第22	<u>28</u>																																																																																																																																																																																														
		第23	15																																																																																																																																																																																														
副隊長・ 指揮員	宮地	第24																																																																																																																																																																																															
		第25	15																																																																																																																																																																																														
		第26	<u>106</u>																																																																																																																																																																																														
副隊長・ 指揮員	松高	第9																																																																																																																																																																																															
		第10	<u>91</u>																																																																																																																																																																																														
		第11																																																																																																																																																																																															
		第12	<u>72</u>																																																																																																																																																																																														
		第13																																																																																																																																																																																															
		第19	<u>113</u>																																																																																																																																																																																														
副隊長・ 指揮員	八千代	第20																																																																																																																																																																																															
		第27	<u>43</u>																																																																																																																																																																																														
		第7	<u>42</u>																																																																																																																																																																																														
		第8	<u>26</u>																																																																																																																																																																																														
副隊長・ 指揮員	高田	第14																																																																																																																																																																																															
		第15	<u>57</u>																																																																																																																																																																																														
		第16																																																																																																																																																																																															
		第17	<u>122</u>																																																																																																																																																																																														
副隊長・ 指揮員	金剛	第18																																																																																																																																																																																															
		第24																																																																																																																																																																																															
		第25	<u>58</u>																																																																																																																																																																																														
		第26																																																																																																																																																																																															
副隊長・ 指揮員	日奈久	第28																																																																																																																																																																																															
		第29	<u>59</u>																																																																																																																																																																																														
		第30																																																																																																																																																																																															
		全校区 本部	<u>24</u>																																																																																																																																																																																														
計		31	<u>1057</u>																																																																																																																																																																																														

<p>P23</p>	<p>(3) 八代広域消防本部 イ 動員</p> <table border="1"> <tr> <th>配置基準</th> <th>第一次基本体制</th> <th>第二次基本体制</th> <th>第三次基本体制</th> </tr> <tr> <th>配置内容</th> <td>消防本部、八代消防署の消防力による活動を実施</td> <td>消防本部、八代消防署及び鏡消防署の総力を投入し活動を実施</td> <td>他の応援を受けて活動を実施</td> </tr> </table>	配置基準	第一次基本体制	第二次基本体制	第三次基本体制	配置内容	消防本部、八代消防署の消防力による活動を実施	消防本部、八代消防署及び鏡消防署の総力を投入し活動を実施	他の応援を受けて活動を実施	<p>(3) 八代広域消防本部 イ 動員</p> <table border="1"> <tr> <th>配置基準</th> <th>第一出場体制</th> <th>第二出場体制</th> <th>第三出場体制</th> </tr> <tr> <th>配置内容</th> <td>主に八代消防署及び新聞分署の消防力による活動を実施</td> <td>第一出場に加え、鏡消防署の消防力による活動を実施</td> <td>第二出場に加え、消防本部の総力を投入するとともに他の応援をうけて活動を実施</td> </tr> </table>	配置基準	第一出場体制	第二出場体制	第三出場体制	配置内容	主に八代消防署及び新聞分署の消防力による活動を実施	第一出場に加え、鏡消防署の消防力による活動を実施	第二出場に加え、消防本部の総力を投入するとともに他の応援をうけて活動を実施	<p>消防本部災害出動計画の一部運用見直しに伴う修正</p>
配置基準	第一次基本体制	第二次基本体制	第三次基本体制																
配置内容	消防本部、八代消防署の消防力による活動を実施	消防本部、八代消防署及び鏡消防署の総力を投入し活動を実施	他の応援を受けて活動を実施																
配置基準	第一出場体制	第二出場体制	第三出場体制																
配置内容	主に八代消防署及び新聞分署の消防力による活動を実施	第一出場に加え、鏡消防署の消防力による活動を実施	第二出場に加え、消防本部の総力を投入するとともに他の応援をうけて活動を実施																
<p>P25</p>	<p>第2章 防災体制の確立 第1節 組織の整備 5 防災関係機関の防災対策 (7) NTT西日本熊本支店 ア 組織 (ア) NTT西日本熊本支店 災害対策本部</p>	<p>第2章 防災体制の確立 第1節 組織の整備 5 防災関係機関の防災対策 (7) NTT西日本熊本支店 ア 組織 (ア) NTT西日本熊本支店 災害対策本部</p>	<p>組織見直しに伴う修正</p>																

<p>P54</p>	<p>第1章 (総則) 関係 1 八代地区特別防災区域図</p>	<p>第1章 (総則) 関係 1 八代地区特別防災区域図</p>	<p>修正理由 新施設設置等に伴う修正</p>
------------	--------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------









P92	5 災害情報等関係機関連絡先一覧表		P96	5 災害情報等関係機関連絡先一覧表		・新規追加 ・組織見直しに伴う修正  ・時点修正 (令和3年6月)		
	種 別 名	担 当 者 (勤務時間内)		種 別 名	担 当 者 (勤務時間内)			
	九州産業保安監督部	保安課 092-452-5169 保安課長 伊藤 隆夫 保安課長 伊藤 隆夫 保安課長 伊藤 隆夫		九州産業保安監督部	保安課 092-452-5169 保安課長 伊藤 隆夫 保安課長 伊藤 隆夫 保安課長 伊藤 隆夫			
	九州地方警備隊	地域中隊隊長・危機管理課長 092-419-2313 地域中隊隊長・危機管理課長 伊藤 隆夫 防犯室 092-476-3544 防犯室長 伊藤 隆夫		九州地方警備隊	地域中隊隊長・危機管理課長 092-419-2313 地域中隊隊長・危機管理課長 伊藤 隆夫 防犯室 092-476-3544 防犯室長 伊藤 隆夫			
	九州地方警備隊 熊本道路・空路警備事務所	保安課 096-357-1134 保安課長 伊藤 隆夫 保安課長 伊藤 隆夫		九州地方警備隊 熊本道路・空路警備事務所	保安課 096-357-1134 保安課長 伊藤 隆夫 保安課長 伊藤 隆夫			
	九州地方警備隊 八代河川国営事務所	河川管理課 096-32-4135 河川管理課長 伊藤 隆夫 河川管理課長 伊藤 隆夫		九州地方警備隊 八代河川国営事務所	河川管理課 096-32-4135 河川管理課長 伊藤 隆夫 河川管理課長 伊藤 隆夫			
	熊本労働局	総務課 096-211-1701 総務課長 伊藤 隆夫 総務課長 伊藤 隆夫		熊本労働局	総務課 096-211-1701 総務課長 伊藤 隆夫 総務課長 伊藤 隆夫			
	八代労働基準監督署	監督官 096-324-3131 監督官 伊藤 隆夫 監督官 伊藤 隆夫		八代労働基準監督署	監督官 096-324-3131 監督官 伊藤 隆夫 監督官 伊藤 隆夫			
	熊本地方気象台	096-324-3253 防災管理官 伊藤 隆夫 防災管理官 伊藤 隆夫		熊本地方気象台	096-324-3253 防災管理官 伊藤 隆夫 防災管理官 伊藤 隆夫			
	日本赤十字社熊本支部	熊本支部 096-384-2119 事業課長 伊藤 隆夫 事業課長 伊藤 隆夫		日本赤十字社熊本支部	熊本支部 096-384-2119 事業課長 伊藤 隆夫 事業課長 伊藤 隆夫			
	西日本建設院 株式会社熊本支店	営業課 096-321-3093 営業課長 伊藤 隆夫 営業課長 伊藤 隆夫		西日本建設院 株式会社熊本支店	営業課 096-321-3093 営業課長 伊藤 隆夫 営業課長 伊藤 隆夫			
	九州電力送配電株式会社 熊本支店 配電課	八代配電事務所 0120-966-956 配電課長 伊藤 隆夫 配電課長 伊藤 隆夫		九州電力送配電株式会社 熊本支店 配電課	八代配電事務所 0120-966-956 配電課長 伊藤 隆夫 配電課長 伊藤 隆夫			
	第4章 (災害応急計画) 関係 7 予警報等の定義 (1) 特別警報、警報及び注意報 イ 熊本地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準			第4章 (災害応急計画) 関係 7 予警報等の定義 (1) 特別警報、警報及び注意報 イ 熊本地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準				
	種類	発表基準		種類	発表基準			
	警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。八代市の基準は次のとおり。 深木川流域=13.2、中谷川流域=8、油谷川流域=10.1、百済木川流域=11.9、氷川流域=25.2、水無川流域=14.6、河俣川流域=17.9、小浦川流域=12.3、二見川流域=9.2、下大野川流域=9.5、大鞘川流域=14.3、鏡川流域=5.2、流瀬川流域=8.2 ・複合基準 油谷川流域=(12,9)、百済木川流域=(16,9,6) ・指定河川洪水予報による基準 球磨川 [萩原・大野]		警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。八代市の基準は次のとおり。 深木川流域=13.2、中谷川流域=8、油谷川流域=10.1、百済木川流域=11.9、氷川流域=25.2、水無川流域=14.6、河俣川流域=17.9、小浦川流域=12.3、二見川流域=9.2、下大野川流域=9.5、大鞘川流域=14.3、鏡川流域=5.2、流瀬川流域=8.2 ・複合基準 百済木川流域=(16,9,6)、 <u>大鞘川流域=(12,11)</u> ・指定河川洪水予報による基準 球磨川 [萩原・大野]	

P97	注 意 報		P98	注 意 報		P99	注 意 報		P112	注 意 報		・掲載順入替 ・気象庁の公表状況に合わせた修正  ・運用終了のため削除  ・掲載順入替 ・気象庁の公表状況に合わせた修正
	種 別	発 表 基 準		種 別	発 表 基 準		種 別	発 表 基 準		種 別	発 表 基 準	
		※○○川流域=15は、○○川流域の流域雨量指数15以上を意味する ※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値			※○○川流域=15は、○○川流域の流域雨量指数15以上を意味する ※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値							
	注 意 報	洪水注意報		注 意 報	洪水注意報		注 意 報	洪水注意報		注 意 報	洪水注意報	
		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。 ・流域雨量指数基準 深木川流域=10.5、中谷川流域=6.4、油谷川流域=8、百済木川流域=9.5、氷川流域=20.1、水無川流域=11.6、河俣川流域=14.3、小浦川流域=9.8、二見川流域=7.3、下大野川流域=7.6、大鞘川流域=11.4、鏡川流域=4.1、流瀬川流域=6.5 ・複合基準 深木川流域=(12,8,4)、油谷川流域=(7,8)、百済木川流域=(7,8,6)、大鞘川流域=(7,6,8) ・指定河川洪水予報による基準 球磨川 [萩原・大野] ※○○川流域=12は、○○川流域の流域雨量指数12以上を意味する ※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値			河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。 ・流域雨量指数基準 深木川流域=10.5、中谷川流域=6.4、油谷川流域=8、百済木川流域=9.5、氷川流域=20.1、水無川流域=11.6、河俣川流域=14.3、小浦川流域=9.8、二見川流域=7.3、下大野川流域=7.6、大鞘川流域=11.4、鏡川流域=4.1、流瀬川流域=6.5 ・複合基準 深木川流域=(7,8,6)、 <u>二見川流域=(7,7,3)</u> 、大鞘川流域=(7,6,8)、 <u>鏡川流域=(7,4,1)</u> ・指定河川洪水予報による基準 球磨川 [萩原・大野] ※○○川流域=12は、○○川流域の流域雨量指数12以上を意味する ※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値							
		(注1) 基準値表 URL <a href="http://www.jma/kisyou/now/ki_jun/kumamoto/dosya_kumamoto.pdf">http://www.jma/kisyou/now/ki_jun/kumamoto/dosya_kumamoto.pdf</a>			(注1) 基準値表 URL <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kisshou/now/ki_jun/kumamoto/dosha_kumamoto.pdf">https://www.jma.go.jp/jma/kisshou/now/ki_jun/kumamoto/dosha_kumamoto.pdf</a>							
		(注2) 平成28年(2016年)熊本地震の影響を考慮し、一部市町村では洪水の警報・注意報について通常基準より引き下げた暫定基準で運用している			(注2) <u>(削除)</u>							
		(2)~(4) (略) (5) 噴火警報 (居住地域)・噴火警報 (火口周辺) (6) 噴火予報 (7) 降灰予報 気象庁ホームページ (降灰予報のページ) <a href="http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qva">http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qva</a>			(2)~(4) (略) (5) 緊急地震速報 (警報) (6) 噴火警報 (居住地域)・噴火警報 (火口周辺) (7) 噴火予報 (8) 降灰予報 気象庁ホームページ (降灰予報のページ)							

<p>P113 (8) 火山ガス予報 (9) 火山現象に関する情報 (10) 緊急地震速報(警報)</p> <p>P114 阿蘇山の噴火警戒レベル</p>	<p>f_guide.html</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要。</td> <td>・噴石流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】 約2,000年前：噴石流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前：噴石流が住生活居から約5kmまで到達 約3,400年前：噴石流が住生活居から約5kmまで到達 約4,800年前：噴石流が住生活居から約7kmまで到達 約6,300年前以降：噴石流が米塚付近まで到達(噴火口は不明)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(警戒の厳格化されている)。</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備、危険区域の避難等が必要。</td> <td>・噴石流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される【過去事例】 有史以降の事例なし</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>居住地域の近くで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備、危険区域の避難等が必要。</td> <td>・噴石流が発生し、火口から概ね4km以内で到達、あるいは噴石流が米塚付近まで到達する可能性がある【過去事例】 1958年6月：火砕サージが第一次火口から約1.2kmまで到達 ・火口から概ね2km以内で噴石飛散、あるいは噴火活動中の火口周囲等に火砕物飛散する可能性がある【過去事例】 1979年9月：噴石が第一次火口から約1.2kmまで飛散 1988年6月：噴石が第一次火口から約1.2kmまで飛散 1993年2月：噴石が第二次火口から約1.2kmまで飛散</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>火山活動の影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>住民は通常の生活、火山周辺への立入規制等。</td> <td>・小噴火が発生し、火口から概ね1km以内で噴石飛散【過去事例】 1977年7月：噴石が第一次火口から約800mまで飛散 1987年12月：噴石が第一次火口から約700mまで飛散 1988年4月：噴石が第一次火口から約900mまで飛散 ・小噴火の発生が予想される【過去事例】 2014年2月、2014年4月、2005年4月、2004年1月、2003年7月：ごく小規模噴火</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での火山活動の発生は生命に危険が及ぶ。</td> <td>状況に応じて火口内への立入規制等</td> <td>火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の土砂噴出等の発生が可能性がある</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) このうち噴石は、また、その影響を受けずに避難する大きさのものとする。 注2) このうち噴石は、また、その影響を受けずに避難する大きさのものとする。 注3) 緊急地震速報(警報)の対象地域は、熊本県及びその隣接する自治体である。これは、この範囲で発生する震動に起因して、熊本県において、緊急地震速報(警報)の対象地域となる可能性がある。注4) 緊急地震速報(警報)の対象地域は、熊本県及びその隣接する自治体である。</p>	警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴石流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】 約2,000年前：噴石流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前：噴石流が住生活居から約5kmまで到達 約3,400年前：噴石流が住生活居から約5kmまで到達 約4,800年前：噴石流が住生活居から約7kmまで到達 約6,300年前以降：噴石流が米塚付近まで到達(噴火口は不明)	4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(警戒の厳格化されている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、危険区域の避難等が必要。	・噴石流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される【過去事例】 有史以降の事例なし	3	居住地域の近くで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	警戒が必要な居住地域での避難準備、危険区域の避難等が必要。	・噴石流が発生し、火口から概ね4km以内で到達、あるいは噴石流が米塚付近まで到達する可能性がある【過去事例】 1958年6月：火砕サージが第一次火口から約1.2kmまで到達 ・火口から概ね2km以内で噴石飛散、あるいは噴火活動中の火口周囲等に火砕物飛散する可能性がある【過去事例】 1979年9月：噴石が第一次火口から約1.2kmまで飛散 1988年6月：噴石が第一次火口から約1.2kmまで飛散 1993年2月：噴石が第二次火口から約1.2kmまで飛散	2	火山活動の影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活、火山周辺への立入規制等。	・小噴火が発生し、火口から概ね1km以内で噴石飛散【過去事例】 1977年7月：噴石が第一次火口から約800mまで飛散 1987年12月：噴石が第一次火口から約700mまで飛散 1988年4月：噴石が第一次火口から約900mまで飛散 ・小噴火の発生が予想される【過去事例】 2014年2月、2014年4月、2005年4月、2004年1月、2003年7月：ごく小規模噴火	1	火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での火山活動の発生は生命に危険が及ぶ。	状況に応じて火口内への立入規制等	火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の土砂噴出等の発生が可能性がある	<p><a href="https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html">https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html</a></p> <p>(9) 火山ガス予報 (10) 火山現象に関する情報</p> <p>阿蘇山の噴火警戒レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要。</td> <td>・噴石流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】 約2,000年前：噴石流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前：噴石流が住生活居から約5kmまで到達 約3,400年前：噴石流が住生活居から約5kmまで到達 約4,800年前：噴石流が住生活居から約7kmまで到達 約6,300年前以降：噴石流が米塚付近まで到達(噴火口は不明)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(警戒の厳格化されている)。</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備、危険区域の避難等が必要。</td> <td>・噴石流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される【過去事例】 有史以降の事例なし</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>居住地域の近くで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備、危険区域の避難等が必要。</td> <td>・噴石流が発生し、火口から概ね4km以内で到達、あるいは噴石流が米塚付近まで到達する可能性がある【過去事例】 1958年6月：火砕サージが第一次火口から約1.2kmまで到達 ・火口から概ね2km以内で噴石飛散、あるいは噴火活動中の火口周囲等に火砕物飛散する可能性がある【過去事例】 1979年9月：噴石が第一次火口から約1.2kmまで飛散 1988年6月：噴石が第一次火口から約1.2kmまで飛散 1993年2月：噴石が第二次火口から約1.2kmまで飛散</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>火山活動の影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>住民は通常の生活、火山周辺への立入規制等。</td> <td>・小噴火が発生し、火口から概ね1km以内で噴石飛散【過去事例】 1977年7月：噴石が第一次火口から約800mまで飛散 1987年12月：噴石が第一次火口から約700mまで飛散 1988年4月：噴石が第一次火口から約900mまで飛散 ・小噴火の発生が予想される【過去事例】 2014年2月、2014年4月、2005年4月、2004年1月、2003年7月：ごく小規模噴火</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での火山活動の発生は生命に危険が及ぶ。</td> <td>状況に応じて火口内への立入規制等</td> <td>火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の土砂噴出等の発生が可能性がある</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) このうち噴石は、また、その影響を受けずに避難する大きさのものとする。 注2) このうち噴石は、また、その影響を受けずに避難する大きさのものとする。 注3) 緊急地震速報(警報)の対象地域は、熊本県及びその隣接する自治体である。これは、この範囲で発生する震動に起因して、熊本県において、緊急地震速報(警報)の対象地域となる可能性がある。注4) 緊急地震速報(警報)の対象地域は、熊本県及びその隣接する自治体である。</p>	警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴石流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】 約2,000年前：噴石流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前：噴石流が住生活居から約5kmまで到達 約3,400年前：噴石流が住生活居から約5kmまで到達 約4,800年前：噴石流が住生活居から約7kmまで到達 約6,300年前以降：噴石流が米塚付近まで到達(噴火口は不明)	4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(警戒の厳格化されている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、危険区域の避難等が必要。	・噴石流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される【過去事例】 有史以降の事例なし	3	居住地域の近くで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	警戒が必要な居住地域での避難準備、危険区域の避難等が必要。	・噴石流が発生し、火口から概ね4km以内で到達、あるいは噴石流が米塚付近まで到達する可能性がある【過去事例】 1958年6月：火砕サージが第一次火口から約1.2kmまで到達 ・火口から概ね2km以内で噴石飛散、あるいは噴火活動中の火口周囲等に火砕物飛散する可能性がある【過去事例】 1979年9月：噴石が第一次火口から約1.2kmまで飛散 1988年6月：噴石が第一次火口から約1.2kmまで飛散 1993年2月：噴石が第二次火口から約1.2kmまで飛散	2	火山活動の影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活、火山周辺への立入規制等。	・小噴火が発生し、火口から概ね1km以内で噴石飛散【過去事例】 1977年7月：噴石が第一次火口から約800mまで飛散 1987年12月：噴石が第一次火口から約700mまで飛散 1988年4月：噴石が第一次火口から約900mまで飛散 ・小噴火の発生が予想される【過去事例】 2014年2月、2014年4月、2005年4月、2004年1月、2003年7月：ごく小規模噴火	1	火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での火山活動の発生は生命に危険が及ぶ。	状況に応じて火口内への立入規制等	火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の土砂噴出等の発生が可能性がある	<p>レベル4名称変更 (令和3年12月) に伴う修正</p>
警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																																																
5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴石流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】 約2,000年前：噴石流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前：噴石流が住生活居から約5kmまで到達 約3,400年前：噴石流が住生活居から約5kmまで到達 約4,800年前：噴石流が住生活居から約7kmまで到達 約6,300年前以降：噴石流が米塚付近まで到達(噴火口は不明)																																																
4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(警戒の厳格化されている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、危険区域の避難等が必要。	・噴石流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される【過去事例】 有史以降の事例なし																																																
3	居住地域の近くで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	警戒が必要な居住地域での避難準備、危険区域の避難等が必要。	・噴石流が発生し、火口から概ね4km以内で到達、あるいは噴石流が米塚付近まで到達する可能性がある【過去事例】 1958年6月：火砕サージが第一次火口から約1.2kmまで到達 ・火口から概ね2km以内で噴石飛散、あるいは噴火活動中の火口周囲等に火砕物飛散する可能性がある【過去事例】 1979年9月：噴石が第一次火口から約1.2kmまで飛散 1988年6月：噴石が第一次火口から約1.2kmまで飛散 1993年2月：噴石が第二次火口から約1.2kmまで飛散																																																
2	火山活動の影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活、火山周辺への立入規制等。	・小噴火が発生し、火口から概ね1km以内で噴石飛散【過去事例】 1977年7月：噴石が第一次火口から約800mまで飛散 1987年12月：噴石が第一次火口から約700mまで飛散 1988年4月：噴石が第一次火口から約900mまで飛散 ・小噴火の発生が予想される【過去事例】 2014年2月、2014年4月、2005年4月、2004年1月、2003年7月：ごく小規模噴火																																																
1	火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での火山活動の発生は生命に危険が及ぶ。	状況に応じて火口内への立入規制等	火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の土砂噴出等の発生が可能性がある																																																
警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																																																
5	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴石流が居住地域に到達、あるいは切迫している【過去事例】 約2,000年前：噴石流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前：噴石流が住生活居から約5kmまで到達 約3,400年前：噴石流が住生活居から約5kmまで到達 約4,800年前：噴石流が住生活居から約7kmまで到達 約6,300年前以降：噴石流が米塚付近まで到達(噴火口は不明)																																																
4	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(警戒の厳格化されている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、危険区域の避難等が必要。	・噴石流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される【過去事例】 有史以降の事例なし																																																
3	居住地域の近くで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	警戒が必要な居住地域での避難準備、危険区域の避難等が必要。	・噴石流が発生し、火口から概ね4km以内で到達、あるいは噴石流が米塚付近まで到達する可能性がある【過去事例】 1958年6月：火砕サージが第一次火口から約1.2kmまで到達 ・火口から概ね2km以内で噴石飛散、あるいは噴火活動中の火口周囲等に火砕物飛散する可能性がある【過去事例】 1979年9月：噴石が第一次火口から約1.2kmまで飛散 1988年6月：噴石が第一次火口から約1.2kmまで飛散 1993年2月：噴石が第二次火口から約1.2kmまで飛散																																																
2	火山活動の影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活、火山周辺への立入規制等。	・小噴火が発生し、火口から概ね1km以内で噴石飛散【過去事例】 1977年7月：噴石が第一次火口から約800mまで飛散 1987年12月：噴石が第一次火口から約700mまで飛散 1988年4月：噴石が第一次火口から約900mまで飛散 ・小噴火の発生が予想される【過去事例】 2014年2月、2014年4月、2005年4月、2004年1月、2003年7月：ごく小規模噴火																																																
1	火山活動は静穏、火山活動の状況によって、火口内での火山活動の発生は生命に危険が及ぶ。	状況に応じて火口内への立入規制等	火山活動は静穏、状況により火口内にとどまる程度の土砂噴出等の発生が可能性がある																																																
	<p>(11) ~ (14) (略)</p>	<p>(11) ~ (14) (略)</p>																																																	

<p>P115 (15) 土砂災害警戒情報</p> <p>土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎、八代市・天草市・山都町については東部・西部に分割して発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。</p> <p>9 避難所、避難経路及び避難対象区域等</p> <p>(4) 住民への伝達方法</p> <p>○伝達組織</p> <p>各町内(大島町、郡築1~12番町) 市政協力員</p> <p>R2.2.1現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当町名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大島町</td><td>片岡 浩一</td></tr> <tr><td>郡築1番町1</td><td>西村 嘉昭</td></tr> <tr><td>郡築1番町2</td><td>塚本 文男</td></tr> <tr><td>郡築2番町</td><td>岡村 久男</td></tr> <tr><td>郡築3番町</td><td>池田 聖一</td></tr> <tr><td>郡築4番町</td><td>高橋 清光</td></tr> <tr><td>郡築5番町</td><td>河野 国広</td></tr> <tr><td>郡築6番町</td><td>高浪 敦</td></tr> <tr><td>郡築7番町</td><td>中野 久</td></tr> <tr><td>郡築8番町</td><td>白石 勝敏</td></tr> <tr><td>郡築9番町</td><td>山下 秀喜</td></tr> <tr><td>郡築10番町</td><td>三山 達也</td></tr> <tr><td>郡築11番町</td><td>押方 光洋</td></tr> <tr><td>郡築12番町</td><td>澤村 成昭</td></tr> </tbody> </table>	担当町名	氏名	大島町	片岡 浩一	郡築1番町1	西村 嘉昭	郡築1番町2	塚本 文男	郡築2番町	岡村 久男	郡築3番町	池田 聖一	郡築4番町	高橋 清光	郡築5番町	河野 国広	郡築6番町	高浪 敦	郡築7番町	中野 久	郡築8番町	白石 勝敏	郡築9番町	山下 秀喜	郡築10番町	三山 達也	郡築11番町	押方 光洋	郡築12番町	澤村 成昭	<p>(15) 土砂災害警戒情報</p> <p>土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎、八代市・天草市・山都町については東部・西部に分割して発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されたときは、緊急安全確保の発令について検討を行うと共に、避難指示の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する。</p> <p>9 避難所、避難経路及び避難対象区域等</p> <p>(4) 住民への伝達方法</p> <p>○伝達組織</p> <p>各町内(大島町、郡築1~12番町) 市政協力員</p> <p>R3.11.1現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当町名</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大島町</td><td>片岡 浩一</td></tr> <tr><td>郡築1番町1</td><td>西村 嘉昭</td></tr> <tr><td>郡築1番町2</td><td>塚本 文男</td></tr> <tr><td>郡築2番町</td><td>黒田 仁志</td></tr> <tr><td>郡築3番町</td><td>池田 聖一</td></tr> <tr><td>郡築4番町</td><td>高橋 清光</td></tr> <tr><td>郡築5番町</td><td>河野 国広</td></tr> <tr><td>郡築6番町</td><td>橋本 清貴</td></tr> <tr><td>郡築7番町</td><td>中野 久</td></tr> <tr><td>郡築8番町</td><td>白石 勝敏</td></tr> <tr><td>郡築9番町</td><td>黒木 富士男</td></tr> <tr><td>郡築10番町</td><td>福田 良一</td></tr> <tr><td>郡築11番町</td><td>押方 光洋</td></tr> <tr><td>郡築12番町</td><td>水田 典三</td></tr> </tbody> </table>	担当町名	氏名	大島町	片岡 浩一	郡築1番町1	西村 嘉昭	郡築1番町2	塚本 文男	郡築2番町	黒田 仁志	郡築3番町	池田 聖一	郡築4番町	高橋 清光	郡築5番町	河野 国広	郡築6番町	橋本 清貴	郡築7番町	中野 久	郡築8番町	白石 勝敏	郡築9番町	黒木 富士男	郡築10番町	福田 良一	郡築11番町	押方 光洋	郡築12番町	水田 典三	<p>避難等に関する ガイドラインの 変更(令和3年) に伴う修正</p> <p>時点修正</p>
担当町名	氏名																																																													
大島町	片岡 浩一																																																													
郡築1番町1	西村 嘉昭																																																													
郡築1番町2	塚本 文男																																																													
郡築2番町	岡村 久男																																																													
郡築3番町	池田 聖一																																																													
郡築4番町	高橋 清光																																																													
郡築5番町	河野 国広																																																													
郡築6番町	高浪 敦																																																													
郡築7番町	中野 久																																																													
郡築8番町	白石 勝敏																																																													
郡築9番町	山下 秀喜																																																													
郡築10番町	三山 達也																																																													
郡築11番町	押方 光洋																																																													
郡築12番町	澤村 成昭																																																													
担当町名	氏名																																																													
大島町	片岡 浩一																																																													
郡築1番町1	西村 嘉昭																																																													
郡築1番町2	塚本 文男																																																													
郡築2番町	黒田 仁志																																																													
郡築3番町	池田 聖一																																																													
郡築4番町	高橋 清光																																																													
郡築5番町	河野 国広																																																													
郡築6番町	橋本 清貴																																																													
郡築7番町	中野 久																																																													
郡築8番町	白石 勝敏																																																													
郡築9番町	黒木 富士男																																																													
郡築10番町	福田 良一																																																													
郡築11番町	押方 光洋																																																													
郡築12番町	水田 典三																																																													

P120 (5) 避難対象区域

町名	世帯数	男 (人)	女 (人)	計 (人)
大島町	88	82	96	178
郡築1番町	690	701	764	1465
郡築2番町	153	163	204	367
郡築3番町	150	161	210	371
郡築4番町	147	118	173	291
郡築5番町	103	127	122	249
郡築6番町	67	75	102	177
郡築7番町	120	107	161	268
郡築8番町	74	83	105	188
郡築9番町	129	97	169	266
郡築10番町	198	107	226	333
郡築11番町	181	114	262	376
郡築12番町	316	201	406	607
計	2416	2136	3000	5136

R2.1.31現在

別図1 避難所及び避難経路

(5) 避難対象区域

町名	世帯数	男 (人)	女 (人)	計 (人)
大島町	84	75	88	163
郡築1番町	724	707	746	1453
郡築2番町	149	161	195	356
郡築3番町	161	163	217	380
郡築4番町	159	115	183	298
郡築5番町	98	113	109	222
郡築6番町	69	69	105	174
郡築7番町	115	107	149	256
郡築8番町	70	80	97	177
郡築9番町	115	102	143	245
郡築10番町	169	100	204	304
郡築11番町	162	115	234	349
郡築12番町	279	191	363	554
計	2354	2098	2833	4931

R4.1.1現在

別図1 避難所及び避難経路

時点修正

時点修正

P122 10 交通規制表

番号	規制種別	道路名	区間(場所)	距離(m)	交通規制	時間	備考
1	通行止	※省略	※省略				
2	通行止	県道 大牟田大船八代港線	八代市郡築1番町 宮崎生コンから 八代市郡築11番町 八船道まで				
3	通行止	※省略	※省略				
4	通行止	一般県道八代港線	八代市沖町 コマダ建築から 八代市高島町大島石油基地入口まで				
5	通行止	※省略	※省略				
6	通行止	※省略	※省略				

P123 交通規制図

P147 17 熊本県排出油等防除協議会会則 (一部改正) 平成28年6月29日

10 交通規制表

番号	規制種別	道路名	区間(場所)	距離(m)	交通規制	時間	備考
1	通行止	※省略	※省略				
2	通行止	県道 大牟田大船八代港線	八代市 <b>沖町工業団地入口交差点</b> から 八代市郡築11番町 八船道まで				
3	通行止	※省略	※省略				
4	通行止	一般県道八代港線	八代市沖町 <b>(株)コマダ</b> 交差点から 八代市高島町大島石油基地入口まで				
5	通行止	※省略	※省略				
6	通行止	※省略	※省略				

交通規制図

17 熊本県排出油等防除協議会会則 (一部改正) 平成28年6月29日 (一部改正) 平成29年7月4日 (一部改正) 平成30年7月12日 (一部改正) 令和元年7月17日 (一部改正) 令和3年7月1日

時点修正

時点修正

会則一部改正に伴う修正

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和4年5月）

P148	第1条～第8条（略） （会議）第9条  （略） 2 定期総会は年に1回、臨時総会及び各委員会は必要の都度随時開催する。	第1条～第8条（略） （会議）第9条  （略） 2 定期総会は年1回、臨時総会及び各委員会は必要の都度随時開催する。 <u>ただし、会長はやむを得ない事情により、会議を開催することができないときは、審議すべき事項等について書面にて会議を諮ることができる。</u>	会則一部改正に伴う修正																																																																																								
	P151			附則 この会則は、別紙1の改正に伴い、平成28年6月29日から施行する。	附則 この会則は、別紙1の改正に伴い、平成28年6月29日から施行する。 <u>附則</u> この会則は、別紙1の改正に伴い、平成29年7月4日から施行する。 <u>附則</u> この会則は、別紙1の改正に伴い、平成30年7月12日から施行する。 <u>附則</u> この会則は、別紙1の改正に伴い、令和元年7月17日から施行する。 <u>附則</u> この会則は、第9条第2項の改正に伴い、令和3年7月1日から施行する。	会則一部改正に伴う修正																																																																																					
P152	別紙1 会員名簿	別紙1 会員名簿	会則一部改正に伴う修正																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機関名</th> <th>電話番号</th> <th>会員職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">国関係</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>九州地方整備局八代河川国道事務所</td> <td>0965 (32) 4135</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td colspan="4">熊本県関係</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>熊本県県央広域本部土木部</td> <td>096 (367) 1111</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td colspan="4">消防関係</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>熊本市消防局</td> <td>096 (363) 0229</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>八代市消防団</td> <td>0965 (33) 5900</td> <td>団長</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>上天草市大矢野地区消防団</td> <td>0964 (56) 5544</td> <td>団長</td> </tr> <tr> <td colspan="4">漁業関係</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>熊本県漁業協同組合連合会</td> <td>096 (356) 8551</td> <td>会長</td> </tr> </tbody> </table>	機関名		電話番号	会員職	国関係				5	九州地方整備局八代河川国道事務所	0965 (32) 4135	所長	熊本県関係				9	熊本県県央広域本部土木部	096 (367) 1111	部長	消防関係				1	熊本市消防局	096 (363) 0229	局長	3	八代市消防団	0965 (33) 5900	団長	7	上天草市大矢野地区消防団	0964 (56) 5544	団長	漁業関係				1	熊本県漁業協同組合連合会	096 (356) 8551	会長	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">機関名</th> <th>電話番号</th> <th>会員職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">国関係</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>九州地方整備局八代河川国道事務所</td> <td><u>0965 (32) 8120</u></td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td colspan="4">熊本県関係</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>熊本県県央広域本部土木部</td> <td><u>096 (273) 9632</u></td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td colspan="4">消防関係</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>熊本市消防局</td> <td><u>096 (363) 7174</u></td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>八代市消防団</td> <td><u>0965 (33) 4112</u></td> <td>団長</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td><u>上天草市消防団</u></td> <td>0964 (56) 5544</td> <td>団長</td> </tr> <tr> <td colspan="4">漁業関係</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>熊本県漁業協同組合連合会</td> <td><u>096 (329) 8800</u></td> <td><u>代表理事</u> 会長</td> </tr> </tbody> </table>	機関名		電話番号	会員職	国関係				5	九州地方整備局八代河川国道事務所	<u>0965 (32) 8120</u>	所長	熊本県関係				9	熊本県県央広域本部土木部	<u>096 (273) 9632</u>	部長	消防関係				1	熊本市消防局	<u>096 (363) 7174</u>	局長	3	八代市消防団	<u>0965 (33) 4112</u>	団長	7	<u>上天草市消防団</u>	0964 (56) 5544	団長	漁業関係				1	熊本県漁業協同組合連合会	<u>096 (329) 8800</u>	<u>代表理事</u> 会長	
機関名		電話番号	会員職																																																																																								
国関係																																																																																											
5	九州地方整備局八代河川国道事務所	0965 (32) 4135	所長																																																																																								
熊本県関係																																																																																											
9	熊本県県央広域本部土木部	096 (367) 1111	部長																																																																																								
消防関係																																																																																											
1	熊本市消防局	096 (363) 0229	局長																																																																																								
3	八代市消防団	0965 (33) 5900	団長																																																																																								
7	上天草市大矢野地区消防団	0964 (56) 5544	団長																																																																																								
漁業関係																																																																																											
1	熊本県漁業協同組合連合会	096 (356) 8551	会長																																																																																								
機関名		電話番号	会員職																																																																																								
国関係																																																																																											
5	九州地方整備局八代河川国道事務所	<u>0965 (32) 8120</u>	所長																																																																																								
熊本県関係																																																																																											
9	熊本県県央広域本部土木部	<u>096 (273) 9632</u>	部長																																																																																								
消防関係																																																																																											
1	熊本市消防局	<u>096 (363) 7174</u>	局長																																																																																								
3	八代市消防団	<u>0965 (33) 4112</u>	団長																																																																																								
7	<u>上天草市消防団</u>	0964 (56) 5544	団長																																																																																								
漁業関係																																																																																											
1	熊本県漁業協同組合連合会	<u>096 (329) 8800</u>	<u>代表理事</u> 会長																																																																																								
P153																																																																																											

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和4年5月）

P154	市・町関係 8 上天草市 0964 (56) 5544 市長	市・町関係 8 上天草市 <u>0964 (26) 5544</u> 市長	会則一部改正に伴う修正
	海運・荷役関係 4 南九州センコー（株） 0966 (63) 4117 社長 6 九商フェリー 096 (329) 6111 支店長 7 熊本フェリー株式会社 096 (311) 4330 運航部長 9 (株) Misumi 八代オフィス 0965 (37) 0131 所長	海運・荷役関係 4 南九州センコー（株） 0966 (63) 4117 <u>代表取締役</u> 6 <u>九商フェリー（株）</u> 096 (329) 6111 <u>支店長</u> 7 熊本フェリー株式会社 096 (311) 4330 <u>代表取締役</u> 9 <u>（株） Misumi 八代支店</u> 0965 (37) 0131 <u>社長</u> <u>工場長</u>	
P155	船用品関係 1 三角商事(有) 0964 (52) 2630 社長	船用品関係 1 三角商事(有) 0964 (52) 2630 <u>代表取締役</u>	会則一部改正に伴う修正
	石油企業関係 3 松岡石油（株） 0965 (37) 2171 社長	石油企業関係 3 松岡石油（株） 0965 (37) 2171 <u>代表取締役</u>	
	別紙2 総合調整本部構成 三角地区 熊本県漁業取締事務所 0964 (52) 2183	別紙2 総合調整本部構成 三角地区 熊本県漁業取締事務所 0964 (52) 2183 <u>所員</u>	

現 行	新 (令和4年度修正)	修正理由
<p>【 本 編 】</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 2 節 用語の定義 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(5) 水防警報 国土交通大臣又は県知事が、洪水、高潮又は津波により(追記)重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川等について、(追記)水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第8項、法第16条)。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>	<p>【 本 編 】</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 2 節 水 防 の 責 任 等 (略)</p> <p>(5) 消防機関の長 消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう(法第2条第5項)。</p> <p>(6) 水防団 法第6条に規定する水防団をいう。</p> <p>(7) 洪水予報河川 国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定したそれがあると認めて指定した河川。国土交通大臣は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。</p> <p>(8) 水防警報 国土交通大臣又は県知事が、洪水、高潮又は津波により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川等について、洪水、高潮又は津波によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(法第2条第8項、法第16条)。</p> <p>(9) 水位周知河川 国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上従来又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(法第13条)。</p> <p>(10) 水位到達情報 水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、または氾濫発生情報のことという。</p>	<p>「水防計画作成の手引き」(国土交通省)を踏まえた修正</p>

現 行	新 (令和4年度修正)	修正理由
<p>(6) 水防団待機水位(通報水位) (略)</p> <p>(7) 氾濫注意水位(警戒水位) (略)</p> <p>(8) 避難判断水位 (略)</p> <p>(9) 氾濫危険水位 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(10) 重要水防箇所(重要水防区域) (略)</p> <p>(11) 洪水浸水想定区域 (略)</p> <p>(12) 水防協力団体 (略)</p> <p>(13) 浸水被害軽減地区 (略)</p> <p>第 3 節 水 防 の 責 任 等 (略)</p> <p>(2) 水防管理団体の責任 (略)</p> <p>⑮ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(追記)(追記) (法第15条の3) (略)</p> <p>(4) 居住者等の義務 居住者等は水防管理者、消防機関の長より要請があった場合は直ちに協力し、水防に従事しなければならない。(水防法第24条) (略)</p>	<p>(11) 水防団待機水位(通報水位) (略)</p> <p>(12) 氾濫注意水位(警戒水位) (略)</p> <p>(13) 避難判断水位 (略)</p> <p>(14) 氾濫危険水位 (略)</p> <p>(15) 洪水特別警戒水位 法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</p> <p>(16) 重要水防箇所(重要水防区域) (略)</p> <p>(17) 洪水浸水想定区域 (略)</p> <p>(18) 水防協力団体 (略)</p> <p>(19) 浸水被害軽減地区 (略)</p> <p>第 3 節 水 防 の 責 任 等 (略)</p> <p>(2) 水防管理団体の責任 (略)</p> <p>⑮ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告(法第15条の3) (略)</p> <p>(4) 居住者等の義務 ① 水防への従事(法第24条) ② 水防通信への協力(法第27条) (略)</p>	<p>水防法の改正に伴う修正</p>

現 行	新 (令和4年度修正)	修正理由
<p>(新規)</p> <p><b>第5章 洪水予報・水防警報</b> (略)</p> <p><b>第1節 洪水予報河川における洪水予報</b> (1) 国土交通大臣が発表する洪水予報及び水位情報</p> <p>水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省と気象庁(熊本地方気象台)が共同して行う洪水予報について、水防本部長は、<u>(追記)</u> 国土交通大臣から、洪水予報の通知を受けたときは、直ちに関係水防区本部長及び関係水防管理者に通報するとともに、確実を期すため、着信確認を行うものとする。</p> <p>① <u>洪水予報の種類と発表基準</u> 洪水予報の種類と発表基準については、次のとおりである。 (略)</p> <p>② <u>洪水予報河川と実施区間</u> 洪水予報河川と実施区間については、資料編【Ⅲ-3】のとおり。 (新規)</p> <p>④ <u>水位周知河川</u> 水防法第13条第1項に基づき、国土交通大臣が水位情報(特別警戒水位(氾濫危険水位))の通知を行う河川については、資料編【Ⅲ-5】のとおり。</p>	<p><b>第4節 津波における留意事項</b> 津波は、発源地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。 遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能である。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。 従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。</p> <p><b>第5章 洪水予報・水位到達情報・水防警報</b> (略)</p> <p><b>第1節 洪水予報河川における洪水予報</b> (1) 国が行う洪水予報 <span style="float:right">(削除)</span></p> <p>水防本部長は、<u>(削除)</u> 国土交通大臣が指定した洪水予報河川について、国 <u>(削除)</u> から洪水予報の通知を受けたときは、直ちに関係水防区本部長及び関係水防管理者に通知するとともに、確実を期すため、着信確認を行うものとする。</p> <p>① <u>通知する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。</u> (略)</p> <p>② <u>洪水予報河川と実施区間は、資料編【Ⅲ-3-①】のとおり。</u></p> <p>③ <u>洪水予報の対象となる基準水位観測所及び設定水位は、資料編【Ⅲ-3-②】のとおり。</u> (削除)</p>	<p>「水防計画作成の手引き」(国土交通省)を踏まえた修正</p>

現 行	新 (令和4年度修正)	修正理由										
<p>(新規)</p>	<p><b>第2節 水位周知河川における水位到達情報</b></p> <p>(1) <u>国土交通大臣が行う水位到達情報の通知</u> 水防本部長は、国土交通大臣が指定した水位周知河川について、国土交通大臣から水位到達情報の通知を受けたときは、直ちに関係水防区本部長及び関係水防管理者に通知するとともに、確実を期すため、着信確認を行うものとする。</p> <p>① <u>通知する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおり。</u></p> <table border="1" data-bbox="783 1444 1342 1720"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])</td> <td>基準地点の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>② <u>国が水位到達情報の通知を行う河川(水位周知河川)と実施区間は、資料編【Ⅲ-5-①】のとおり。</u></p> <p>③ <u>水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所及び設定水位は、資料編【Ⅲ-5-②(新規)】のとおり。</u></p> <p>④ <u>伝達系統図及び水位到達情報の通知文例は、資料編【Ⅲ-5-③(新規)】のとおり。</u></p> <p>(2) <u>知事が行う水位到達情報の通知</u> 水防区本部長は、知事が指定した水位周知河川について、水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)等に達したときは、その旨を当該河川の水位を示して関係水防管理者及び水防本部長に通知するとともに、確実を期すため、着信確認を行うものとする。 水防本部長は、水防区本部長から水位到達情報の通知を受けたときは、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。</p>	種 類	発 表 基 準	氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達したとき	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達したとき	氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき	氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき	<p>「水防計画作成の手引き」(国土交通省)を踏まえた修正</p>
種 類	発 表 基 準											
氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達したとき											
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達したとき											
氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき											
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき											



## 熊本市防災会議運営要領 新旧対照表

旧	新	修正理由
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、熊本市防災会議条例(昭和37年熊本県第1条条例第54号)第6条の規定に基づき、熊本市防災会議(以下「会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会議の開催方法)</p> <p>第2条 会議は会長が招集する。</p> <p>2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して会議の招集を求めることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p>(議決の方法)</p> <p>第3条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決すところによる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、熊本市防災会議条例(昭和37年熊本県第1条条例第54号)第6条の規定に基づき、熊本市防災会議(以下「会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(会議の開催方法)</p> <p>第2条 会議は会長が招集する。</p> <p>2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して会議の招集を求めることができる。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、緊急を要する事態の発生その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は委員の招集を行わず、書面により会議を開催することができる。</u></p> <p>(議決の方法)</p> <p>第3条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決すところによる。</p> <p>2 <u>書面開催により議決する場合は、委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決すところによる。</u></p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要領は、令和4年5月17日から施行する。</u></p>	<p>書面開催規定の追加</p> <p>同上</p> <p>附則の追加</p>

## 熊本市石油コンビナート等防災本部運営要領 新旧対照表

旧	新	修正理由
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、熊本市石油コンビナート等防災本部条例(昭和51年熊本県条例第67号)第6条の規定に基づき、熊本市石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の議事その他運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本部会)</p> <p>第2条 防災本部に本部会を置き、本部長及び本部長をもって組織する。</p> <p>2 本部会は、本部長が招集し、その議長となる。</p> <p>3 本部会は、本部員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。</p> <p>4 本部会の議事は、出席本部員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、熊本市石油コンビナート等防災本部条例(昭和51年熊本県条例第67号)第6条の規定に基づき、熊本市石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の議事その他運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本部会)</p> <p>第2条 防災本部に本部会を置き、本部長及び本部長をもって組織する。</p> <p>2 本部会は、本部長が招集し、その議長となる。</p> <p>3 本部会は、本部員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。</p> <p>4 本部会の議事は、出席本部員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。</p> <p>5 <u>第2項及び第3項の規定にかかわらず、緊急を要する事態の発生その他やむを得ない事情により本部会を招集することができないときは、会長は本部員の招集を行わず、書面により会議を開催し議決することができる。</u></p> <p>6 <u>前項の規定により議決する場合は、第4項の規定にかかわらず、本部員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。</u></p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要領は、令和4年5月17日から施行する。</u></p>	<p>書面開催規定の追加</p> <p>同上</p> <p>附則の追加</p>

現 行	新	修正理由
<p>(会議の運営方法) 第2条 会議は、会長が招集する。 (略) (新規)</p> <p>(議決の方法) 第3条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。 (新規)</p>	<p>(会議の運営方法) 第2条 会議は、会長が招集する。 (略) <u>3 前2項の規定にかかわらず、緊急を要する事態の発生その他やむを得ない事情により協議会を招集することができないときは、会長は委員の招集を行わず、書面により会議を開催し議決することができる。</u></p> <p>(議決の方法) 第3条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。 <u>2 書面開催により議決する場合は、前項の規定を準用する。</u></p>	<p>書面開催規定の追加</p> <p>同上</p>